

資料3－2

平成20年9月25日
官民競争入札等監理委員会
配 布 資 料

自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務

民間競争入札実施要項（案）

**自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務
民間競争入札実施要項
(案)**

**平成20年9月
自動車検査独立行政法人**

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

自動車検査独立行政法人理事長は、公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）関東検査部管内23事務所の自動車検査用機械器具の保守管理業務について、公共サービス改革基本方針に従つて、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2. 業務内容

公共サービス実施民間事業者（以下「民間事業者」という。）は、道路運送車両法の規定による自動車の審査の適正かつ安全な実施を図るため、自動車検査独立行政法人法第14条の規定に基づき、関東検査部管内23事務所（別表第1）に設置する自動車検査用機械器具の適正な維持及び管理を行うものとする。

なお、業務の実施にあたって、民間事業者は、検査法人関東検査部と連携を図るとともに、定期的又は隨時に日程調整を行い、円滑な保守管理業務を実施すること。

（1）検査機器の範囲

検査機器とは、次に掲げるものをいう。

- ① サイドスリップ・テスタ
- ② ブレーキ・テスタ
- ③ 速度計試験機
- ④ ブレーキ・速度計複合試験機
- ⑤ 前照灯試験機
- ⑥ 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器（⑯に定めるものを除く。）
- ⑦ オパシメーター（⑯に定めるものを除く。）
- ⑧ 黒煙測定器（⑯に定めるものを除く。）
- ⑨ 音量計（近接排気騒音計）（⑯に定めるものを除く。）
- ⑩ 番号灯試験器
- ⑪ 重量計

- ⑫ 傾斜角度測定機
- ⑬ テスト・リフト
- ⑭ イコライザ、フロア・リフト、フリー・ローラ、記録器及び車両振動装置
- ⑮ コリレータ、車高測定機、可視光線透過率測定器、可燃性ガス検知器及びディーゼル黒煙処理装置
- ⑯ 可搬式であって、専ら街頭検査の用に供する、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器、オパシメーター、黒煙測定器、音量計（近接排気騒音計）
- ⑰ 検査状況確認用カメラ及びモニタ

(2) 検査機器の定期点検

民間事業者は、(1)の①から⑧及び⑫から⑯に掲げる検査機器について、次の各号に掲げる検査コースまたは検査機器の区分に応じ、当該各号に定める点検を概ね6ヶ月毎に年間2回行うものとする。

- イ 自動方式検査コース 別表第2
(下記口以外の車両を対象とした検査機器であって(1)①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑯を有する検査コース)
- 口 自動方式総合検査コース 別表第3
(4WD、4WS等特殊な構造を有する自動車を検査するため、(1)①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑯を有する検査コース)
- ハ ディーゼル排気黒煙検査コース 別表第4
(ディーゼル車を対象とした(1)①、②、③、⑤、⑥、⑧、⑯を有する検査コース)
- 二 自動方式二輪車検査コース 別表第5-1
(二輪車を対象とした(1)④、⑤、⑥、を有する検査コース)
- ホ 手動方式二輪車検査コース 別表第5-2
(二輪車を対象とした(1)④を有する検査コース)
- ヘ その他検査機器 別表第6
(①⑤、⑯をいう)

(3) 検査機器の校正

イ 民間事業者は、(1)の⑨及び⑯に掲げる検査機器について、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）別表に規定された精度を維持するため、備付けの日または前回の校正の日から概ね1年以内に、指定自動車整備事業規則（昭和37年9月26日付運輸省令第49号）第12条第1項に規定する国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録校正実施機関」という）による校正を受けること。

また、校正の結果が不適合となった場合は、別途、必要な整備を行い、再校正を受けること。

- イの校正は、登録校正実施機関が検査法人に届け出た方法により行うものとする。

(4) 重量計の定期検査

民間事業者は、(1)の⑪に掲げる重量計について、計量法（平成4年法律第51号）に基づく性能に関する技術上の基準に適合させるため、同法第19条第1項に定める定期検査業務を行う者として、都道府県知事又は特定市町村の長が指定した機関（以下「指定定期検査機関」という。）による定期検査を受けること。また、定期検査の結果が不適合となった場合は、別途必要な整備を行い、再定期検査を行うこと。

(5) 検査機器の修繕

民間事業者は、検査機器不具合による検査業務への影響が最小限となるよう、検査機器に故障が生じた旨の連絡を受けた場合、検査機器の定期点検及び校正並びに重量計の定期検査の結果整備及び調整等が必要である場合、または、故障を未然に防ぐために整備及び調整等が必要であると判断する場合は、直ちに必要な修繕（整備及び調整等を含む。以下同じ。）を実施するものとする。

(6) 検査機器関係消耗品の供給

民間事業者は、別表第7に示す(1)の検査機器に付随する消耗品を確保し、検査法人関東検査部管内各事務所からの連絡に応じ、必要数を供給するものとする。

(7) 対象外の業務

自然災害及び検査コースにおける事故等により必要となる臨時の点検、校正、定期検査及び修繕は、本実施要項における保守管理業務には含まれないものとする。

3. 保守管理業務の質の設定

本業務の実施に当たり確保されるべき質は以下のとおりとする。

基本的な方針	主要事項	各業務	測定指標
検査機器の適正な維持及び管理を行い、検査コースの停止時間の低減を図る。	検査コースの閉鎖時間を最小限に止めること	検査機器定期点検	定期点検実施に伴う閉鎖時間が半期で354時間50分を上回らないこと。
		検査機器校正	校正実施に伴う閉鎖時間が17～19年度の平均値（年間358

			時間26分)を上回らないこと。
	重量計定期検査		定期検査に伴う閉鎖時間が21年度にあっては年間42時間30分、22年度にあっては年間20時間を上回らないこと。(注1)
	検査機器修繕		各年度において故障の連絡から修繕完了までに要した日数の平均が17~19年度の平均値(23.8日)を上回らないこと。(注2)
	検査機器関係消耗品供給		各事務所から消耗品供給依頼があった場合、1週間以内に供給すること。

注1) 重量計の定期検査は2年に1度であるため、最も新しい偶数年前の実績を参考に指標を設定している。

注2) 「故障等の連絡から修繕完了までに要した日数」には、故障等の連絡を受けた日及び土日祝祭日を含む。(例えば、4月10日に連絡を受けて当日中に修繕を完了した場合は1日、4月11日に修繕を完了した場合は2日、土日を挟んで4月14日に修繕を完了した場合は5日とする。)

4. 委託費等

(1) 委託費

上記2.(2)から(6)に示す検査機器の定期点検、校正、重量計の定期検査、検査機器の修繕及び検査関係消耗品供給にかかる額とする。

(2) 委託費の支払い方法

検査法人は、定期的に民間事業者から、前記2.(2)から(6)に示す業務について以下の10.(1)に示す各種報告書により報告を受け、3.に示す業務の質が確保されていることを確認した上で、民間事業者に対して、委託費を支払うことを原則とする。

確認の結果、業務の質が確保されていない場合は、検査法人は必要な改善指示を行い、改善が認められるまで委託費の支払いを停止するものとする。また、改善指示にもかかわらず改善が行われなかった場合は、検査法人は契約を解除することができるものとする。

委託費の支払いにあたっては、民間事業者は四半期の業務の完了後、検査法人との間であらかじめ定める書面により支払い請求を行い、検査法人は、これを受領した日から30日以内に委託費の八分の一を民間事業者に支払う

ものとする。

5. 本業務の委託期間

本業務の委託期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間とする。

6. 民間競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 必要な資格について

次のすべての要件を満たすこと。

イ 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

ロ 予算決算および会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当するものとする。

ハ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

二 検査法人の契約事務実施細則第30条における競争参加資格に関する公示の各省庁の全調達機関において有効な統一資格であって、業務分類「役務等の提供」において、「A」「B」または「C」に格付けされている者であること。

ホ 国及び地方公共団体等から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。

ヘ 企画書に示した業務内容を契約期間満了までの間、確実に実行し完了することができることを証明した者であること。

なお、この場合の証明とは、当該契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

(2) 入札参加グループでの入札について

イ 単独の民間事業者で業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行するため複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）及び代表者を定め、他の企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、または、単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に關

する協定書（またはこれに類する書類）を作成すること。

- 入札参加グループで入札する場合には、代表企業及び全てのグループ企業が（1）の要件を満たしているものとする。
- ハ 入札参加グループで本業務を実施する場合は、代表企業はグループ企業と密に連携をとり、各業務を包括的に管理すること。
- ニ 代表企業及びグループ企業は、定期的に検査法人関東検査部と連携を図り、円滑な保守管理業務を実施すること。

7. 民間競争入札に参加する者の募集

（1）民間競争入札に関わるスケジュール（予定）

- イ 入札公告 平成20年10月上旬頃
- 入札説明会 平成20年10月中旬頃
- ハ 入札参加の意思表明期限 平成20年10月下旬頃
- ニ 入札説明会終了後の質問期限 平成20年11月中旬頃
- ホ 入札書提出期限 平成20年11月下旬頃
- ヘ 入札書類の評価 平成20年12月中旬頃
- ト 開札 平成20年12月下旬頃
- チ 契約の締結 平成21年1月頃

（2）入札実施手続き

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための本業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）及び法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類及び入札参加グループとして参加する場合は入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を提出することとする。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

□ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質等に関する評価を受けるため、次の事項を記載又は添付することとする。

- ① 企業の代表責任者及び本業務担当者（様式1並びに6.（2）イの協定書等）

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の

代表責任者及び本業務担当者

② 業務実績(様式2)

本実施要項2. (2) 及び (5) に示す業務毎の過去3年間の実績

③ 本業務実施の考え方(様式3)

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等

④ 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法(様式4)

本実施要項2. (2) から (6) に示す業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

⑤ 業務に対する提案事項(様式5、6、7)

(ア) 業務の質の確保に関する提案

(イ) 業務の実施方法についての提案

提案を行う業務(項目)を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による利便性の向上効果または経費の削減効果(あるいはその両方)を具体的に示すこと。

ハ 開札にあたっての留意事項

① 開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない検査法人職員を立ち合わせて行う。

② 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示または提出しなければならない。

④ 入札者またはその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。

8. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

本業務を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価方式によるものとする。

(1) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が保守管理業務の目的・趣旨に合致しており実行可能であるか(必須項目審査)、また、効果的なものであるか(加点項目審査)について、審査を行うものとする。

イ 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の

必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たした場合は基礎点（60点）を付与し、一つでも満たしていない場合は失格とする。

① 実施体制

- (ア) 本実施要項2. (2)から(6)に示す各業務の業務水準が維持される体制であること。
- (イ) 提案された内容が実現可能な体制であること。
- (ウ) グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

② 業務の実施方法

- (ア) 全ての委託業務について、業務の実施方法等が明確にされていること。
- (イ) 個人情報・安全衛生等を確保するための対策が整備されていること。

③ 業務に対する認識

自動車検査独立行政法人法第13条の規定に基づく、検査機器の適正な維持及び管理を行う方針が記載され、計画的な業務の実施が考えられていること。

□ 加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、絶対評価により加点する。加算点の配点を計120点とする。

① 業務の質についての提案内容

検査機器保守管理業務の質の維持・向上に対する提案の内容に創意工夫がみられること。また、実施について具体的な方法、計画等が明記され、それらが実施可能な体制が確保されていること。

② 実施方法についての提案内容

検査機器保守管理業務の実施方法についての提案が、業務の利便性の向上または経費の削減を図るものであること。また、実施について具体的な方法、計画等が明記され、それらが実施可能な体制が確保されていること。

③ 過去の実績

過去に検査機器又は類似の機器についての保守管理業務を行った実績があること。

④ より効果的な業務担当者の配置

より効果的に業務を実施できる経歴・経験、資格等を有している者を配置していること。

ハ 上記イ及びロの評価項目、それぞれの配点については、別表第9「評価表」による。

(2) 落札者の決定

イ 検査法人は、評価の基準に従って、入札参加者から提出された書類のすべてについて評価を行うものとする。

競争参加資格をすべて満たし、上記(1)の評価の方法において明らかにした要件のうち、必須とされた項目の要件をすべて満たし、かつ、企画書の各評価項目の得点の合計を当該入札参加者の入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除して得た評価点（数値）の最も高い1者を落札者として決定するものとする。

ロ 落札者となるべき者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないと認められるか否かの観点から、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、または契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、前記の評価点の最も高い1者を落札者として決定することがある。

- ① 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
- ② 当該契約の履行体制（人数、経歴、勤務時間、選任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
- ③ 当該契約期間中における他の契約請負状況
- ④ 手持機械その他固定資産の状況
- ⑤ 他の契約の履行状況
- ⑥ 経営状況
- ⑦ 信用状況

ハ 落札結果において、1位が2者以上いた場合には、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者1者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない検査法人職員にくじを引かせるものとする。

二 検査法人は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名または

名称、落札金額、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。なお、入札参加意思表明期限までに1者も入札参加の意思表明を行う者が無い場合、必須項目を全て満たす入札参加者がない場合または再入札を行っても落札者が決定しない場合は、事業範囲の変更を含め入札条件の見直しを行い、再度公告を行う。

(4) 再度の入札で落札者が決定しなかった場合等の取扱い

上記(3)の再度の公告と入札を行っても落札者が決定しない場合または業務を実施する時間が十分に確保できない等やむを得ない場合には、検査法人が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

9. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本業務に関する従来の実施状況に関する情報は別紙のとおり。

10. 報告すべき事項等

(1) 報告

イ 民間事業者は、検査機器の定期点検について、別表第2～6の各項目に係る実施結果を書面により検査法人関東検査部へ報告するものとし、校正については登録校正実施機関、重量計の定期検査については指定定期検査機関より提出された報告書を提出するものとする。また、修繕については別表第8により報告するものとする。なお、報告書の提出は、各々、実施完了後7日以内に行うものとする。

ロ 民間事業者は、次の各号についてとりまとめを行い、四半期終了後速やかに、検査法人に報告するものとする。

- ① 定期点検の実施回数
- ② 定期点検の実施に伴う検査コース閉鎖時間
- ③ 校正の実施回数
- ④ 校正の実施に伴う検査コース閉鎖時間
- ⑤ 重量計定期検査の実施回数
- ⑥ 重量計定期検査の実施に伴う検査コース閉鎖時間
- ⑦ 修繕発生件数
- ⑧ 修繕による検査コース閉鎖時間
- ⑨ 故障の発生連絡から完了までに要した平均日数

- ⑩ 修繕に要した経費
- ⑪ 消耗品購入一覧
- ⑫ 消耗品購入に要した経費
- ⑬ 消耗品発注から供給までに要した日数

ハ 検査法人は、民間事業者から報告を受けた上記実施結果について取りまとめる上、原則として年1回公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査

イ 検査法人は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、また民間事業者の事務所に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする検査法人の職員は検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。検査法人は、立入検査を行った場合、検査内容及び検査理由を監理委員会に通知するものとする。

ロ 検査法人は、業務を実施するために必要があると認めるときは、委託業務の実施状況を公表することができるものとする。

(3) 指示

検査法人は、民間事業者による委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

11. 情報等の管理

(1) 民間事業者は、本業務に関して知り得た検査法人の情報について適切に管理をしなければならない。

(2) 民間事業者で本業務に従事している者または従事していた者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には法第54条により罰則の適用がある。

12. 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置等

(1) 本業務の開始及び中止

イ 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業

務を開始しなければならない。

- 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ検査法人と協議し、承認を受けなければならない。

(2) 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその業務に従事する者は、本業務を本業務以外の自ら行う事業の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務のひとつとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び自ら行う当該業務が、検査法人の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(3) 検査法人との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、関東検査部管内各事務所の検査施設において、検査法人以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

(4) 安全衛生

民間事業者は本業務を実施するに当たり、委託期間中の事故の防止等、利用者の安全衛生については十分配慮しなければならない。

なお、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに検査法人あてに報告しなければならない。

(5) 記録

民間事業者は、本業務の実施状況に関する記録を作成し、本業務を終了または中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

(6) 帳簿、書類

民間事業者は、本業務に関して帳簿書類を作成し、本業務を終了または中止した日の属する翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

(7) 権利の譲渡等

民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

(8) 権利義務の帰属

イ 民間事業者は、本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

ロ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、検査法人の承認を受けなければならない。

(9) 再委託

イ 民間事業者は、検査法人から委託を受けた本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う

場合には、原則としてあらかじめ企画書に、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

- ハ 民間事業者は、委託契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で検査法人の承認を得ることとする。
- ニ 民間事業者は、上記口またはハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ホ 再委託先は、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(10) 委託内容の変更

検査法人及び民間事業者は、やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面で提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

(11) 契約の解除

検査法人は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し、契約を解除することができる。

- イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- ロ 法第14条第2項第3号若しくは第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ハ 契約に従った本業務を実施できなかったとき、またはこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ニ ハに掲げる場合の他、契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ホ 本業務の実施にあたり改善指示を受け、改善を実施することができなかつたとき。
- ヘ 法令または契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ト 法令または契約に基づく指示に違反したとき。
- チ 民間事業者またはその職員その他の本業務に従事する者が、法令または契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らしましたは盗用したとき。
- リ 暴力団員を、業務を統括する者または従業者としていることが明らかになつたとき。
- ヌ 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している

ことが明らかになったとき。

(12) 契約解除時の取扱い

イ 上記（11）に該当し、契約を解除した場合には、検査法人は民間事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

ロ この場合、民間事業者は、違約金として契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を検査法人に納付するとともに、検査法人との協議に基づき、合意した期日までの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。

ハ 検査法人は、民間事業者が前項の規定による金額を検査法人の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

二 検査法人は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(13) 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度検査法人と民間事業者とが協議するものとする。

13. 損害賠償

(1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する損害賠償等については、次に定めるところによるものとする。

イ 検査法人が、第三者に対する賠償を行ったときは、検査法人は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について、検査法人の責めに帰すべき理由が存する場合は、検査法人が自ら賠償に責めに任すべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。

ロ 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について検査法人の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は検査法人に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 民間事業者は、本契約に違反したは故意若しくは過失によって、検査法人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として検査法人に支払わなければならない。

(3) 民間事業者の故意若しくは過失によって、検査法人の物品等に損害を与えたときは、民間事業者はその損害に相当する金額を損害賠償として検査法人に支払わなければならない。

14. 協議による事業の中止

不可抗力等により、事業を中止する場合は、本業務の実施に関し、協議することとする。

なお、この結果、本業務が中止となった場合においては、双方とも損害賠償の責めを負わないものとする。

15. 業務の実施状況の評価

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成22年3月末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

検査法人は、10. (1) イ及びロの報告を基に、従来の実績と民間事業者の実績を比較することにより、民間事業者の実施状況を調査する。

(3) 調査項目

調査項目については、10. (1) ロの項目とする。

(4) 意見の聴取

検査法人は必要に応じ、民間事業者及び利用者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

16. その他実施に関し必要な事項

(1) 監督体制

イ 「検査機器の保守管理業務」全体に係る監督は、検査法人関東検査部が行い、関東検査部検査課長を責任者とする。

ロ 入札実施要項に基づく民間競争入札に係る監督は、検査法人総務部経営管理室会計課が行い会計課長を責任者とする。

ハ 上記イからロに係る監督の結果については、原則として年1回、法に基づく監督の結果については、遅延なく、監理委員会に報告するものとする。

(2) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(3) 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院

から直接または検査法人を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

- (4) 次のイ及びロのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることになる。
- イ 上記10(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または前記10(2)イによる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- ロ 正当な理由なく、上記10(3)による指示に違反した者
- (5) 法人の代表者または法人若しくは代理人、使用人その他の従業員が、その法人または法人の業務に関し、前記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰する他、その法人若しくは代理人に対して前記(4)の刑を科されることとなる。

別表第1：関東検査部管内事務所一覧表

別表第2：自動方式検査コース定期点検項目

別表第3：自動方式総合検査コース定期点検項目

別表第4：ディーゼル排気黒煙検査コース定期点検項目

別表第5：自動方式二輪車検査コース定期点検項目

別表第5-2：手動方式二輪車検査コース定期点検項目

別表第6：その他検査機器定期点検項目

別表第7：検査機器関係消耗品（参考）使用量内訳

別表第8：修繕報告書様式

別表第9：評価表

別紙 従来の実施方法に関する情報

【様式 1】

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

■入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者

【様式2】

※必要に応じ追加すること

2. 業務実績			
■本実施要項2. (2) 及び (5) に示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること			
2. (2) 検査機器の定期点検			
契約件名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
2. (5) 検査機器の修繕			
契約件名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

【様式 3】

3. 本業務実施の考え方

■安定した検査機器の保守管理業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること

【様式4】

4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

■本実施要項2. (2)～(6)に示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を記載すること。

【様式 5】

5. 検査機器保守管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、2枚以内で簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、検査機器定期点検業務、検査機器校正業務、重量計定期検査業務、検査機器修繕業務及び検査関係消耗品供給業務毎に提案書を作成(1枚以内)することができる。

1. 検査機器保守管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

【様式6】

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 業務の実施方法についての提案総括表			
■提案を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に提案のない業務項目は指定された実施方法に基づいて業務を行うものとする。			
2. (2) 検査機器の定期点検	提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略		
2. (5) 検査機器の修繕	提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略		
2. (6) 検査関係消耗品の供給	提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略		

【様式 7】

7. 各業務の実施方法についての提案

■提案を行う各業務の 1 項目につき 1 枚以内とする。

(1) 提案を行う業務及び項目

(2) 提案の趣旨

(3) 提案の内容

(4) 利便性の向上効果・経費の削減効果についての説明

別表第1 関東検査部管内事務所一覧表

部 所	所 属	住 所
関東検査部		〒140-0011 品川区東大井1丁目12番17号
	練馬事務所	〒179-0081 練馬区北町2丁目8番6号
	足立事務所	〒121-0062 足立区南花畠5丁目12番1号
	八王子事務所	〒192-0011 八王子市滝山町1丁目270番地の2
	多摩事務所	〒186-0001 国立市北3丁目30番3
	茨城事務所	〒310-0844 水戸市住吉町353番地
	土浦事務所	〒300-0847 土浦市卸町2丁目1番3号
	栃木事務所	〒321-0169 宇都宮市八千代1丁目14番8号
	佐野事務所	〒327-0044 佐野市下羽田町2001番7号
	群馬事務所	〒371-0007 前橋市上泉町399番地の1
	埼玉事務所	〒331-0077 さいたま市西区大字中釘2154番地の2
	熊谷事務所	〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原字下林701番4
	所沢事務所	〒359-0026 所沢市大字牛沼字下原兀688番地1
	春日部事務所	〒344-0042 春日部市大字増戸723番地の1
	千葉事務所	〒261-0002 千葉市美浜区新港198番地
	習志野事務所	〒274-0063 船橋市習志野台8丁目57番1号
	野田事務所	〒278-0013 野田市上三ヶ尾207番地22号
	袖ヶ浦事務所	〒299-0265 袖ヶ浦市長浦字拓式号580番地77
	神奈川事務所	〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3540番地
	川崎事務所	〒210-0826 川崎市川崎区塩浜3丁目24番1号
	湘南事務所	〒254-0082 平塚市東豊田字道下369番地の10
	相模事務所	〒243-0303 愛甲郡愛川町大字中津字桜台7181番地
	山梨事務所	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000番地の9

別表第2(自動方式検査コース)

機器及び箇所	点検時期及び点検内容	
	6月ごと	
各種スイッチ ・踏込スイッチ又は光電スイッチ ・リミット・スイッチ	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態	
踏板	がた、平面度	
配線 ・検出部 ・制御装置部 ・各端子及びコネクタ	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷	
サイドスリップ・テスター	移動量検出部 ・検出器 ・ラック・ピニオン又は連結棒	作動、取付状態 作動、取付状態
ベル・クランク及びセンター・ボルト ・リンク ・ペアリング	給油状態、作動、遊び 給油状態、作動、遊び	
ガイド・ローラ ・ペアリング ・ガイド	給油状態、作動、遊び 給油状態、作動、遊び	
リターン・スプリング	作動、損傷	
オイル・ボックス	油量、油の汚れ	
ローラ及びレース	摩耗	
サイドフォース開放装置(踏板)	がた、平面度、作動	
ボルト類 ・据付用 ・レース取付部 ・踏板ストッパー ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ	
総合機能 ・指示計 ・判定装置	指示値 判定点	
ブレーキ	各種スイッチ ・光電スイッチ ・リミット・スイッチ ・電磁接触器	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
リフト ・シリンダ ・防塵カバー ・踏板	汚れ、油漏れ 汚れ、損傷 汚れ、損傷	
油圧装置	圧力、油漏れ、油量	
配線及び配管 ・検出部 ・制御装置部 ・各端子及びコネクタ ・リフト用油圧配管	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷 油漏れ、取付状態、損傷	
制動力検出部 ・検出部 ・トルク・アーム ・モータ	作動、取付状態 作動、取付状態 作動、取付状態	

キ ・ テ ス タ	軸重検出部	作動、取付状態
	ギヤ・ボックス	油漏れ、油量、油の汚れ
	ダッシュ・ポット	油量、油の汚れ
	チェーン、ベルト及びスプロケット	給油状態、張り、摩耗、損傷
	ローラ及び軸受部 ・ローラ ・ペアリング ・ガイド・ローラ	溝のつまり、給油状態 給油状態 給油状態
	ボルト類 ・据付用 ・モータ取付部 ・ギヤ・ボックス取付部 ・ローラ取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	総合機能 ・和計又は各輪計 ・差計 ・軸重計 ・制動力和判定装置 ・制動力差判定装置 ・ひきずり判定装置	指示値 指示値 指示値 判定点 判定点 判定点
	各種スイッチ ・光電スイッチ ・リミット・スイッチ ・速度申告押釦スイッチ	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
	リフト ・シリンダ ・防塵カバー ・踏板 ・インターロック	汚れ、油漏れ 汚れ、損傷 汚れ、損傷 機能
	ローラ・ブレーキ	効き具合、ブレーキ・シューの摩耗
速度 計 試 験 機	油圧装置	圧力、油漏れ、油量
	速度検出部	作動、取付状態
	配線及び配管 ・検出部 ・制御装置部 ・各端子及びコネクタ ・リフト用油圧配管	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷 損傷
	ローラ及び軸受部	給油状態
	ガイド・ローラ	取付状態、給油状態
	ボルト類 ・据付用 ・ローラ取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	総合機能 ・指示計 ・判定装置	指示値 判定点

前照灯試験機	各種スイッチ ・光電スイッチ ・リミット・スイッチ	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
	レール及び車輪	給油状態、水平度、摩耗
	受光部及び支柱	給油状態、がた
	チェーン及びスプロケット	張り、摩耗、損傷、給油状態
	高さ測定装置	給油状態、取付状態
	移動装置 ・受光部移動装置 ・光軸追尾装置	作動 作動
	配線 ・検出部 ・制御装置部 ・各端子及びコネクタ	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷
	ボルト類 ・支柱取付部 ・レール取付部 ・モータ取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	総合機能 ・光度計 ・光軸計 ・光度判定装置 ・光軸判定装置	指示値 指示値 判定点 判定点
	配線及び配管 ・各端子及びコネクタ ・内部配管	取付状態、損傷 取付状態、損傷
	総合機能 ・一酸化炭素計 ・炭化水素計 ・判定開始装置 ・一酸化炭素判定装置 ・炭化水素判定装置	指示値 指示値 判定開始点 判定点 判定点
	検出部 ・チャンバ ・保護ガラス及びレンズ ・ファン	汚れ 取付状態、損傷 汚れ、作動、排気
	配線 ・各端子及びコネクタ	取付状態、損傷
オパシメータ	総合機能 ・指示計 ・判定装置	指示値 判定点(規制値、閾値)
	配線及び配管 ・各端子及びコネクタ ・内部配管	取付状態、損傷 取付状態、損傷
	エア・コンプレッサー	
	総合機能 ・指示計 ・吸引ポンプ	指示値 吸引量、吸引時間
	各種スイッチ ・電磁接触器	汚れ、取付状態
黒煙測定器	踏板	がた
	案内羽根	がた
	油圧装置	圧力、油漏れ、油量
	リンク機構	作動、給油状態
	配管	油漏れ、取付状態、損傷
	ボルト類 ・据付用	ゆるみ
	・油圧装置取付部	ゆるみ

	<ul style="list-style-type: none"> ・踏板取付部 ・案内羽根取付部 ・その他 	ゆるみ ゆるみ ゆるみ
フ ロ ア ・ リ フ ト	<p>油圧装置</p> <p>リンク機構</p> <p>配線及び配管</p> <p>ボルト類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据付用 ・踏板取付部 ・その他 	圧力、油漏れ、油量 作動、給油状態 油漏れ、取付状態、損傷 ゆるみ ゆるみ ゆるみ
フ リ ー ロ ー ラ	<p>ローラ及び軸受部</p> <p>ローラ・ブレーキ</p> <p>ブレーキ用油圧装置</p> <p>配線及び配管</p> <p>ボルト類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据付用 ・ローラ取付部 ・その他 	給油状態 効き具合、ブレーキ・シューの摩耗 圧力、油漏れ、油糧 圧力、油漏れ、油糧 ゆるみ ゆるみ ゆるみ
車 両 振 動 装 置	<p>油圧装置</p> <p>配線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御装置部 ・各端子 <p>前後用作動部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シリンダ ・ピストン・ロッド ・摺動ユニット ・摺動シャフト ・中立用スプリング ・スプリング調整ボルト <p>左右用踏板</p> <p>左右用作動部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シリンダ ・ピストン・ロッド ・摺動ユニット ・摺動シャフト ・中立用スプリング <p>ロック・シリンダ</p> <p>ピストン・ロッド</p> <p>ロック・アーム</p> <p>ボルト類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据付用 ・摺動ユニット取付部 ・シリンダ取付部 ・その他 	<p>圧力、油漏れ、油量</p> <p>取付状態、損傷 取付状態、損傷</p> <p>汚れ、油漏れ 損傷、油漏れ 給油状態、作動、遊び 取付状態、損傷 作動、損傷 ゆるみ、遊び、損傷</p> <p>がた、平面度</p> <p>汚れ、油漏れ 損傷、油漏れ 給油状態、作動、遊び 取付状態、損傷 作動、損傷</p> <p>汚れ、油漏れ</p> <p>損傷、油漏れ</p> <p>取付状態、損傷</p> <p>ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ</p>

別表第3(自動方式総合検査コース)

機器及び点検箇所		点検時期及び点検内容
		6月ごと
サイドスリップスタビライザ	各種スイッチ ・踏込スイッチ又は光電スイッチ ・リミット・スイッチ	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
	踏板	がた、平面度
	配線 ・検出部 ・各端子及びコネクタ	取付状態、損傷 取付状態、損傷
	移動量検出部 ・検出器 ・ラック・ピニオン又は連結棒	作動・取付状態 作動・取付状態
	ガイド・ローラ ・ペアリング ・ガイド	給油状態、作動、遊び 給油状態、作動、遊び
	リターン・スプリング	作動、損傷
	・オイル・ボックス	油量、油の汚れ
	ローラ及びレース	摩耗
	サイドフォース開放装置(踏板)	がた、平面度、作動
	ボルト類 ・据付用 ・レース取付部 ・踏板ストッパー ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
ブレーキ	総合機能 ・指示計 ・判定装置	指示値 判定点
	各種スイッチ ・光電スイッチ ・リミット・スイッチ ・電磁接触器	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
	制動力測定用ローラ及び軸受部 ・ローラ ・ペアリング ・シリンドラ ・ローラ・ブレーキ	作動、摩耗 作動、給油状態 汚れ、油漏れ 効き具合、ブレーキ・シューの摩耗
	速度測定用ローラ及び軸受部 ・ローラ ・ペアリング ・シリンドラ ・ローラ・ブレーキ ・前後ユニット伝達装置	作動、摩耗 作動、給油状態 汚れ、油漏れ 効き具合、ブレーキ・シューの摩耗 ベルトの張り、損傷
	補助ローラ ・ローラ ・ペアリング ・シリンドラ	作動、摩耗 作動、給油状態 汚れ、油漏れ
	サイド・ローラ ・ローラ ・ペアリング ・シリンドラ	作動、摩耗 作動、給油状態 汚れ、油漏れ

度 計 複 合 試 験 機	ホイールベース移動装置 ・シリンダ等 ・ロック装置 ・ガイド・レール等 ・防塵カバー	作動、油漏れ 作動 作動、給油状態 汚れ、損傷
	油圧装置	圧力、油漏れ、油量
	制動力検出部 ・検出部 ・モータ	作動、取付状態 作動、取付状態
	速度検出部	作動、取付状態
	軸重検出部	作動、取付状態
	ギア・ボックス	作動、取付状態
	チェーン、ベルト及びスプロケット	給油状態、張り、摩耗、損傷
	ホイールベース計測装置の光電スイッチ 配線 ・検出部 ・各端子及びコネクタ	汚れ、取付状態 取付状態、損傷 取付状態、損傷
	ボルト類 ・据付用 ・ローラ取付部 ・モータ取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	総合機能 ・制動力和又は各輪計 ・制動力差計 ・速度指示計 ・軸重計 ・ホイールベース指示計 ・制動力和判定装置 ・制動力差判定装置 ・ひきずり判定装置 ・速度判定装置	指示値 指示値 指示値 指示値 指示値 判定点 判定点 判定点 判定点 判定点
前 照 灯 試 験 機	各種スイッチ ・光電スイッチ ・リミット・スイッチ	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
	レール及び車輪	給油状態、水平度、摩耗
	受光部及び支柱	給油状態、がた
	チェーン及びスプロケット	張り、摩耗、損傷、給油状態
	高さ測定装置	給油状態、取付状態
	移動装置 ・受光部移動装置 ・光軸追尾装置	作動 作動
	配線 ・検出部 ・制御装置部 ・各端子及びコネクタ	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷
	ボルト類 ・支柱取付部 ・レール取付部 ・モータ取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	総合機能 ・光度計 ・光軸計 ・光度判定装置 ・光軸判定装置	指示値 指示値 判定点 判定点
	配線及び配管 ・各端子及びコネクタ ・内部配管	取付状態、損傷 取付状態、損傷
一 び 炭 化		

IC炭素測定器及	総合機能 ・一酸化炭素計 ・炭化水素計 ・判定開始装置 ・一酸化炭素判定装置 ・炭化水素判定装置	指示値 指示値 判定開始点 判定点 判定点
オパシメータ	検出部 ・チャンバ ・保護ガラス及びレンズ ・ファン	汚れ 取付状態、損傷 汚れ、作動、排気
	配線 ・各端子及びコネクタ	取付状態、損傷
	総合機能 ・指示計 ・判定装置	指示値 判定点(規制値、閾値)
黒煙測定器	配線及び配管 ・各端子及びコネクタ ・内部配管	取付状態、損傷 取付状態、損傷
	総合機能 ・指示計 ・吸引ポンプ	指示値 吸引量、吸引時間
フロア・リフト	油圧装置 リンク機構	圧力、油漏れ、油量 作動、給油状態
	配線及び配管 ボルト類 ・据付用 ・踏板取付部 ・その他	油漏れ、取付状態、損傷 ゆるみ ゆるみ ゆるみ
車両振動装置	油圧装置 操作スイッチ	圧力、油漏れ、油量
	配線 ・制御装置部 ・各端子	取付状態、損傷 取付状態、損傷
	配管	油漏れ、損傷
	前後用踏板	がた、平面度
	前後用作動部 ・シリンダ ・ピストン・ロッド ・摺動ユニット ・摺動シャフト ・中立用スプリング ・スプリング調整ボルト ・左右用踏板	汚れ、油漏れ 損傷、油漏れ 給油状態、作動、遊び 取付状態、損傷 作動、損傷 ゆるみ、遊び、損傷 がた、平面度
	左右用作動部 ・シリンダ ・ピストン・ロッド ・摺動ユニット ・摺動シャフト ・中立用スプリング ・ロック・シリンダ	汚れ、油漏れ 損傷、油漏れ 給油状態、作動、遊び 取付状態、損傷 作動、損傷 汚れ、油漏れ
	ピストン・ロッド	損傷、油漏れ
	ロック・アーム	取付状態、損傷
	ボルト類 ・据付用 ・摺動ユニット取付部 ・シリンダ取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ

別表第4(ディーゼル排気黒煙検査コース)

機器及び点検箇所	点検時期及び点検内容	
	6月ごと	
サイドスリップ・テスタ	各種スイッチ ・踏込スイッチ又は光電スイッチ ・リミット・スイッチ	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
	踏板	がた、平面度
	配線 ・検出部 ・制御装置部 ・各端子	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷
	移動量検出部 ・検出器 ・ラック・ピニオン又は連結棒	作動・取付状態 作動・取付状態
	ベル・クランク及びセンター・ボルト ・リンク ・ペアリング	給油状態、作動、遊び 給油状態、作動、遊び
	ガイド・ローラ ・ペアリング ・ガイド	給油状態、作動、遊び 給油状態、作動、遊び
	リターン・スプリング オイル・ボックス	作動、損傷 油量、油の汚れ
	ローラ及びレース	摩耗
	ボルト類 ・据付用 ・レース取付部 ・踏板ストッパー ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	総合機能 ・指示計 ・判定装置	指示値 判定点
ブレーキ	各種スイッチ ・光電スイッチ ・リミット・スイッチ ・電磁接触器 リフト ・シリンダ ・防塵カバー ・踏板	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態 汚れ、取付状態 汚れ、油漏れ 汚れ、損傷 汚れ、損傷
	油圧装置	圧力、油漏れ、油量
	配線及び配管 ・検出部 ・制御装置部 ・各端子及びコネクタ ・リフト用油圧配管	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷 油漏れ、取付状態、損傷
	制動力検出部 ・検出部 ・トルク・アーム ・モータ	作動、取付状態 作動、取付状態 作動、取付状態
	軸重検出部	作動、取付状態

テ ス タ	ギヤ・ボックス ダッシュ・ポット	油漏れ、油量、油の汚れ 油量、油の汚れ
	チェーン、ベルト及びスプロケット ローラ及び軸受部 ・ローラ ・ベアリング ・ガイド・ローラ	給油状態、張り、摩耗、損傷 溝のつまり、給油状態 給油状態 給油状態
	ボルト類 ・据付用 ・モータ取付部 ・ギヤ・ボックス取付部 ・ローラ取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	総合機能 ・和計又は各輪計 ・差計 ・軸重計 ・制動力和判定装置 ・制動力差判定装置 ・ひきずり判定装置	指示値 指示値 指示値 判定点 判定点 判定点
	各種スイッチ ・光電スイッチ ・リミット・スイッチ ・速度申告押釦スイッチ	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
	リフト ・シリンダ ・防塵カバー ・踏板 ・インターロック	汚れ、油漏れ 汚れ、損傷 汚れ、損傷 機能
	ローラ・ブレーキ 油圧装置	効き具合、ブレーキ・シューの摩耗 圧力、油漏れ、油量
	速度検出部	作動、取付状態
	駆動装置	機能
	配線及び配管 ・検出部 ・制御装置部 ・各端子及びコネクタ ・リフト用油圧配管	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷 油漏れ、取付状態、損傷
速 度 計 試 験 機	ローラ及び軸受部	給油状態
	ガイド・ローラ	取付状態、給油状態
	ボルト類 ・据付用 ・ローラ取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	総合機能 ・指示計 ・判定装置	指示値 判定点
	各種スイッチ ・光電スイッチ ・リミット・スイッチ	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
	レール及び車輪	給油状態、水平度、摩耗
	受光部及び支柱	給油状態、がた
	チェーン及びスプロケット	張り、摩耗、損傷、給油状態

前 照 灯 試 験 機	配線 ・検出部 ・制御装置部 ・各端子及びコネクタ ボルト類 ・支柱取付部 ・レール取付部 ・モータ取付部 ・その他	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷 ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	総合機能 ・光度計 ・光軸計 ・光度判定装置 ・光軸判定装置	指示値 指示値 判定点 判定点
一 び 酸 炭 化 炭 水 素 測 定 器 及 及	配線及び配管 ・各端子及びコネクタ ・内部配管 総合機能 ・一酸化炭素計 ・炭化水素計 ・判定開始装置 ・一酸化炭素判定装置 ・炭化水素判定装置	取付状態、損傷 取付状態、損傷 指示値 指示値 判定開始点 判定点 判定点
黒 煙 測 定 器	配線及び配管 ・各端子及びコネクタ ・内部配管 総合機能 ・指示計 ・吸引ポンプ	取付状態、損傷 取付状態、損傷 指示値 吸引量、吸引時間
テ ス ト ・ リ フ ト	ラム及びパッキン 油圧装置 ボルト類 ・据付用 ・油圧装置取付部 ・受台取付部 ・その他	損傷、油漏れ 圧力、油漏れ、油量 ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ

フ リ ー ・ ロ ー ラ	ローラ及び軸受部	給油状態
	ローラ・ブレーキ	効き具合、ブレーキ・シューの摩耗
	ブレーキ用油圧装置	圧力、油漏れ、油量
	配線及び配管	油漏れ、取付状態、損傷
	ボルト類 ・据付用 ・ローラ取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ

別表第5－1(自動方式二輪車検査コース)

機器及び点検箇所	点検時期及び点検内容
	6月ごと
各種スイッチ ・前輪用フットスイッチ ・後輪用フットスイッチ ・入場、乗込、退出確認スイッチ インターロック	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態 汚れ、取付状態 機能
	ローラ・ブレーキ
	クランプ装置
	油圧装置及び配管
	配線 ・検出部配線 ・制御装置部配線 ・各端子及びコネクタ
	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷
	ブレーキ ・検出器 ・トルク・アーム
	軸重検出部
	速度検出部
	ギア・ボックス
度 計 複 合 試 験 機	チェーン、ベルト及びスプロケット
	ローラ及び軸受部 ・ローラ ・ベアリング ・ガイド・ローラ
	作動、摩耗 溝のつまり 給油状態 作動、給油状態、取付状態
	ボルト類 ・据付用 ・モータ取付部 ・ギア・ボックス取付部 ・ローラ取付部 ・その他
	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
昇降式通路	
総合機能 ・制動力指示計 ・軸重計 ・速度指示計 ・制動力判定装置 ・ひきずり判定装置 ・速度判定装置	
指示値 指示値 指示値 判定点 判定点 判定点	

前 照 灯 試 験 機	各種スイッチ ・フート・スイッチ ・退出確認スイッチ	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
	レール及び車輪	給油状態、水平度、摩耗
	受光部及び支柱	給油状態、がた
	チェーン及びスプロケット	張り、摩耗、損傷、給油状態
	クランプ装置 ・前輪用 ・後輪用	汚れ、機能 汚れ、機能
	配線 ・検出部 ・制御装置部 ・各端子及びコネクタ	取付状態、損傷 取付状態、損傷 取付状態、損傷
	ボルト類 ・支柱取付部 ・レール取付部 ・モータ取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	総合機能 ・光度計 ・光軸計 ・光度判定装置 ・光軸判定装置	指示値 指示値 判定点 判定点
	配線及び配管 ・各端子及びコネクタ ・内部配管	取付状態、損傷 取付状態、損傷
	総合機能 ・一酸化炭素計 ・炭化水素計 ・判定開始装置 ・一酸化炭素判定装置 ・炭化水素判定装置	指示値 指示値 判定開始点 判定点 判定点
一 び 酸 化 炭 水 素 測 定 器 及 及		

別表第5-2(手動方式二輪車検査コース)

機器及び点検箇所	点検時期及び点検内容
	6月ごと
インターロック	機能
ローラ・ブレーキ	効き具合、ブレーキ・シューの摩耗
クランプ装置	汚れ、機能
油圧装置及び配管	圧力、油漏れ、損傷
配線	
・検出部配線	取付状態、損傷
・制御装置部配線	取付状態、損傷
・各端子及びコネクタ	取付状態、損傷
ブレーキ ・速度計複合試験機	
制動力検出部	
・検出器	作動、取付状態
・トルク・アーム	作動、取付状態
軸重検出部	作動、取付状態
速度検出部	作動、取付状態
ギア・ボックス	油漏れ、油量、油の汚れ
チェーン、ベルト及びスプロケット	給油状態、張り、摩耗、損傷
ローラ及び軸受部	作動、摩耗
・ローラ	溝のつまり
・ベアリング	給油状態
・ガイド・ローラ	作動、給油状態、取付状態
ボルト類	
・据付用	ゆるみ
・モータ取付部	ゆるみ
・ギア・ボックス取付部	ゆるみ
・ローラ取付部	ゆるみ
・その他	ゆるみ
総合機能	
・制動力指示計	指示値
・速度指示計	指示値

別表第6(その他検査機器)

	機器及び点検箇所	点検時期及び点検内容
		6月ごと
傾 斜 角 度 測 定 機	油圧装置	油漏れ、圧力、油量
	角度検出部 ・指針 ・目盛板	作動、取付状態 取付状態
	配管	油漏れ、取付状態、損傷
	ボルト類 ・据付用 ・ヒンジ取付部 ・台板取付部 ・その他	ゆるみ ゆるみ ゆるみ ゆるみ
	受光部 ・本体 ・受台スパイラルネジ	作動状況 給油状態
	各種スイッチ ・電源スイッチ ・走行、すれ違い切替スイッチ	汚れ、取付状態 汚れ、取付状態
	各種ダイヤル ・左右計ダイヤル ・上下計ダイヤル	汚れ、作動状態 汚れ、作動状態
	各種指示部 ・左右バランス計 ・上下バランス計	汚れ、作動状態 汚れ、作動状態
	水準器	汚れ、気泡の有無、作動状態
前 照 灯 試 験 機 （ 手 動 式 ） す れ 違 い 対 応	レンズ及びスクリーン	汚れ、傷の有無
	電池	電圧測定
	ガイドローラ	がた、取付状態
	車輪及びキャスター	摩耗、取付状態
	ボルト類 ・支柱取付部 ・受光部取付部 ・その他取付部	ゆるみ ゆるみ ゆるみ

検査機器関連消耗品一覧

検査機器関連消耗品	速度計試験機	検査申告スイッチ	
	記録器	合否記録用インク	インクローラ
	一酸化炭素測定器 及び 炭化水素測定器	フィルタ	1次フィルタ 2次フィルタ 3次フィルタ
		プローブセット	プローブ 導管
		校正ガス	スパンガス
	黒煙測定器	濾紙	
		プローブセット	プローブ 導管
		校正用紙	
		記録紙	
	近接排気騒音計	記録紙	
	傾斜角度測定器	U字フック	
		ロープ	ワイヤーロープ ナイロンロープ
	排煙処理装置	フィルタ	

別表第7（参考）

検査機器関連消耗品 使用量内訳

		単位：円		
			平均単価	個数
検査機器関連消耗品	速度計試験機	1 検査申告スイッチ	18,976	46
	記録器	2 インクローラ	7,588	33
		リボン	2,022	65
	一酸化炭素測定器 及び 炭化水素測定器	3 1次フィルタ	3,383	855
		4 2次フィルタ	3,066	113
		5 3次フィルタ	1,019	124
		6 フィルタユニット	3,857	110
		7 プローブ	30,146	10
		8 導管	4,824	7
		9 プローブセット	8,349	49
		10 校正ガス	80,000	0
		11 濾紙	6,826	1,121
		12 プローブ	18,228	2
	黒煙測定器	13 導管	5,415	6
		14 プローブセット	5,794	45
		15 校正用紙	2,127	30
		16 記録紙	5,350	58
		17 記録紙	1,530	0
		18 U字フック	788	4
	傾斜角度測定器	19 ワイヤーロープ	21,000	1
		20 ナイロンロープ	9,551	11
	排煙処理装置	21 フィルタ	26,000	0

注1：3, 4, 5は毎日交換する部品(箱単位)、2, 11, 15, 16は通過台数に比例する
交換部品、その他は必要に応じ交換

注2：使用量内訳は平成19年度の実績による。

検査機器修繕報告書

故障等発生年月日		修繕完了年月日		故障・整備の別	
コース		コース種別		機器名称	
部位	部品名	型式	設置年月日		
不具合状況	処置				
修繕によるコースの閉鎖状況		閉鎖時間		備考	
所要経費(円)	整備実施者				
承認					

評価表

評価項目	評価基準	必須	加点			備考
			評定	ウェイト	配点	
必須項目						
組織・実施体制	総括責任者・主任者等の業務遂行体制・責任の所在が明確になっていること。また、グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制になっていること。	合・否	—	—	—	
実施方法	全ての委託業務について、業務の実施方法等が明確にされていること。	合・否	—	—	—	
	個人情報・安全衛生等を確保するための対策が整備されていること。	合・否	—	—	—	
業務に対する認識	検査機器の適正な維持及び管理を行う方針が記載され、計画的な業務の実施が検討されているか。	合・否	—	—	—	
加点項目						
業務の質についての提案	質の維持・向上に対する提案の内容に創意工夫がみられるか。	検査機器定期点検	—	×2	10	
		検査機器校正	—	×2	10	
		重量計定期検査	—	×2	10	
		検査機器修繕	—	×2	10	
		消耗品供給	—	×2	10	
実施方法についての提案	実施方法についての提案が、業務の利便性の向上または経費の削減を図るものであるか。	検査機器定期点検	—	×2	10	
		検査機器修繕	—	×2	10	
		消耗品供給	—	×2	10	
実績	過去に検査機器又は類似の機器についての保守管理業務を行った実績があるか。	—	×4	20		
より効果的な業務担当者の配置	より効果的に業務を実施できる経歴・経験、資格等を有している者を配置しているか。	—	×4	20		
合計点数		60	120			

評定 : 特に優れている… 5点
 優れている…… 4点
 良…………… 3点
 可…………… 1点
 未記入又は不可… 0点

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費 (単位 : 千円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
関東検査部で実施した検査機器保守管理業務にかかる経費				
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		13,088	13,951	14,273
委託費等		112,120	116,937	88,452
計(a)		125,208	130,888	102,725
(b)	参考値 減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	0	0	0
	間接部門費	0	0	0
	合 計	0	0	0
(a) + (b)		125,208	130,888	102,725

(注意事項)

- (1) 事業の実施に必要な経費は、物件費を除いて委託費に含まれている。
- (2) 委託費の内訳は、別添1のとおり。

2. 従来の実施に要した人員 (単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0
(業務従事者に求められる知識・経験等)			
(1) 検査機器の定期点検 検査機器の細部構造に精通し、点検項目毎の点検内容及びその点検方法を熟知しており、点検作業を適切、かつ、効率的に実施することができる能力を有すること。			
(2) 検査機器の修繕 検査機器の細部構造に精通し、修繕作業を適切、かつ、効率的に実施することができる能力を有すること。			
(業務の繁閑の状況とその対応) 故障修繕等に係る季節繁忙はない。			
(注意事項) 入札の対象である業務の全部を検査機器製作者及び機械工具協会等と請負契約を行っている。			

3. 従来の実施に要した施設及び設備

法人の設備で民間事業者に使用させていた設備はなく、民間事業者が使用可能な設備はない。

4. 従来の実施における目的の達成

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
定期点検実施回数	2回	2回	1～2回
定期点検実施に伴う閉鎖時間	590時間20分	554時間35分	554時間35分 (下半期354時間50分)
校正実施回数	1回	1回	1回
校正実施に伴う閉鎖時間	364時間30分	352時間20分	358時間30分
重量計定期検査実施箇所	17事務所 (19台)	6事務所 (6台)	16事務所 (17台)

重量計定期検査に伴う閉鎖時間	47時間30分	15時間	42時間30分
故障等の連絡から修繕完了までに要した平均日数	26. 5日	26. 0日	18. 9日
(注意事項)			
(1) 閉鎖時間について			
検査機器の定期点検、校正及び重量計の定期検査の実施に伴い、当該機器設置コースが検査業務に使用できなくなった実時間を積算する。(作業前の準備等を含む。)			
(2) 検査機器定期点検について			
①平成19年度は、一部事務所を除き下半期のみの実施となつたが、平成20年度以降は、別表2～6について、従前どおり年2回実施することを予定している。			
②平成19年度から、基本的に平日に定期点検を行うこととしたため、閉鎖時間が増加している。			
(3) 修繕完了までに要した日数について			
修繕が完了するまでの日数は、故障等の連絡を受けた日及び土日祝祭日を含めて積算する。(例えば、4月10日に連絡を受けて当日中に修繕を完了した場合は1日、4月11日に修繕を完了した場合は2日、土日を挟んで4月14日に修繕を完了した場合は5日とする。)			

5. 従来の実施方法等

	(従来の実施方法(業務フロー図等)) <ul style="list-style-type: none"> (1) 検査機器定期点検 <p>実施にあたっては、落札業者と各事務所とが調整を行い、実施日を決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 検査機器校正 <p>実施にあたっては、落札業者と関東検査部が調整を行い、実施日を決定し実行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 重量計定期検査 <p>各事務所と各都県の指定定期検査機関とで日程調整を行い、定期検査を受検している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 検査機器修繕 <p>各事務所で故障等が発生した場合、故障内容を関東検査部へ報告し、修理依頼の了解を得たのち、当該事務所施設担当者が、機器メーカーに修繕</p>
--	--

	<p>を依頼している。</p> <p>(5) 消耗品供給</p> <p>各事務所で消耗品の不足が発生した場合、必要数量等を関東検査部へ報告し、購入の了解を得た後、当該事務所施設担当者が、機器メーカーまたは販売店に納品を依頼している。</p> <p>別表1 関東検査部管内事務所設置状況 別添2 関東検査部施設現況（例） 別添3 保守管理対象機器一覧表 別添4 保守管理対象機器メーカー別一覧表 別添5 関東検査部組織図 別添6 業務フロー図 別添7 平成19年度定期点検及び校正日程表 別添8 関東管内23事務所のコース数及び業務量</p>
	<p>（事業の目的を達成する観点から重視している事項）</p> <p>検査法人の業務である厳正かつ公正な検査を的確に実施するために、自動車検査用機械器具について、適正な保守管理を行い、機器の精度維持を図ることとしている。</p>

別添1

委託費の内訳

自動車検査独立行政法人
関東検査部管内23事務所
単位:千円

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
検査機器定期点検	実施回数	年2回	年2回	年1~2回
	経費	35,316	32,968	17,729
検査機器校正	実施回数	年1回	年1回	年1回
	経費	21,016	20,123	19,895
重量計の定期検査	実施回数	17事務所(19台)	6事務所(6台)	16事務所(17台)
	経費	1,646	368	1,366
検査機器修繕	故障等件数	354件	377件	445件
	経費	54,142	63,478	49,462
検査機器関係消耗品	経費	13,088	13,951	14,273

注1. 検査機器定期点検の実施回数(平成19年度)においては、一部事務所を除き年1回の実施となったが、平成20年度以降は、従前どおり年2回実施することを予定している。

注2. 重量計の定期検査については、2年に1度の実施となるため、隔年で実施回数及び経費が変動する。

（ 関東検査部 ）

審査施設等現況
事務所の位置図

所在地				
東京都品川区東大井1-12-7				
審査口-入数	測定口-入数	DSJ-入数	二輪口-入数	傾斜角度測定口-入
8	2	1	1	1

至 東京

至 大井競馬場

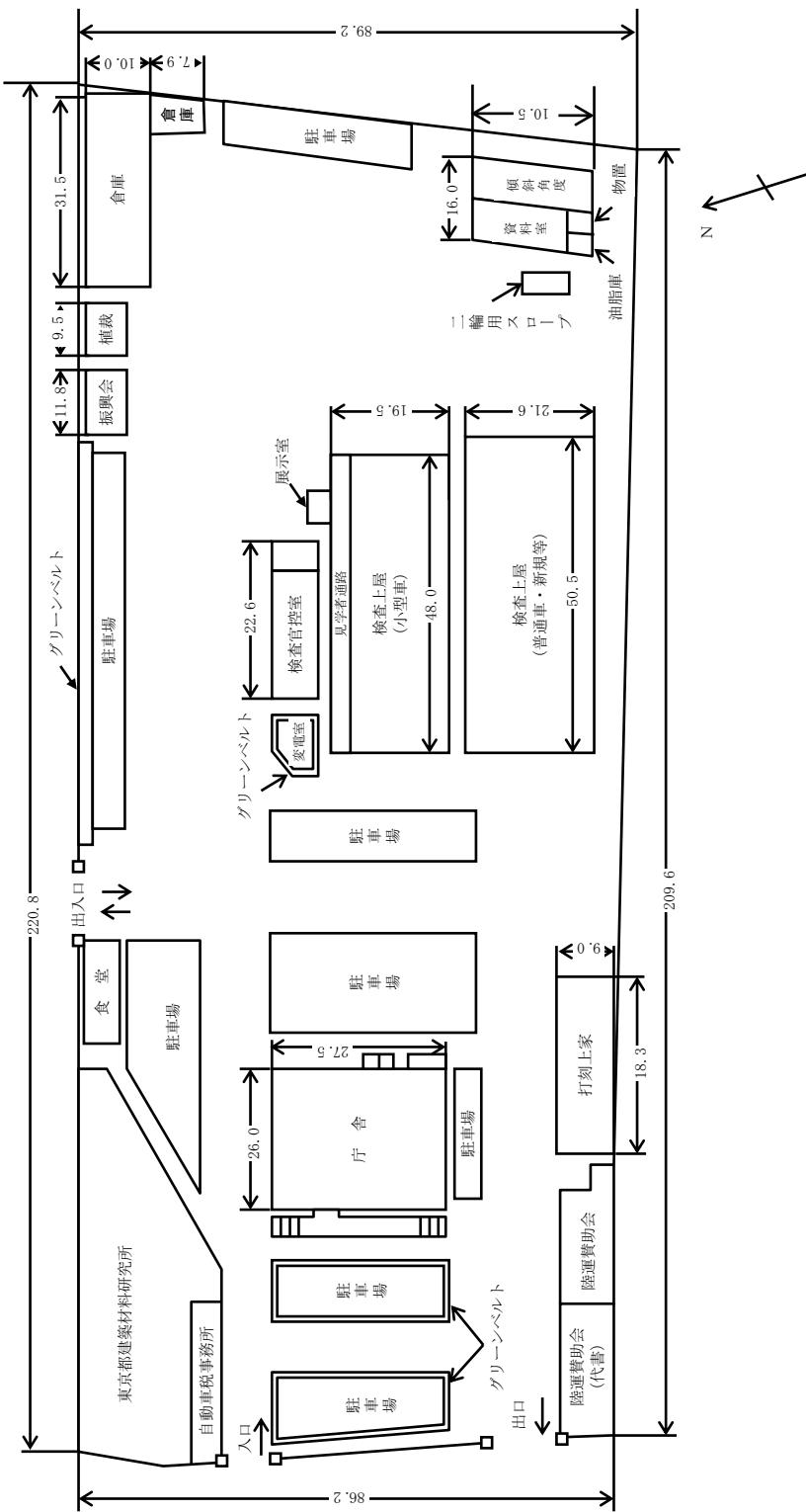
事務所及び周囲の環境

関東検査部は、東京都品川区の東南部、品川駅より南へ約5kmの海岸通に面したところに位置しています。街並みとしては、周辺に鈴が森刑場跡、品川寺、東海七福神等神社仏閣が多くあります。また、古跡巡りや散策地として交通、進行及び商売の中心をなして栄えてきました。北側には、都立工業高専、南側には関東検査部の案内目標として引き合いでいる、大井競馬場があります。

東側には、都心と羽田空港又は神奈川県をそれぞれ結ぶ首都高速道路1号線及び東京モノレールが平行して走り、運河を挟んで戸数約5,000戸、入居者数約20,000人の「品川八潮・タウン」の高層住宅郡が林立しています。また、海上に残っています。関東検査部は準工業地域に位置し油水分離槽の取付けの義務付けが適用されますが、関東検査部は都市緑地保全法による緑地確保の義務付けが適用されています。なお、交通機関としては、京浜急行線品川駅徒歩5分、東京臨海高速鉄道りんかい線品川駅徒歩10分又は山手線品川駅から都バス(大井競馬場行)で東京運輸支局前下車です。

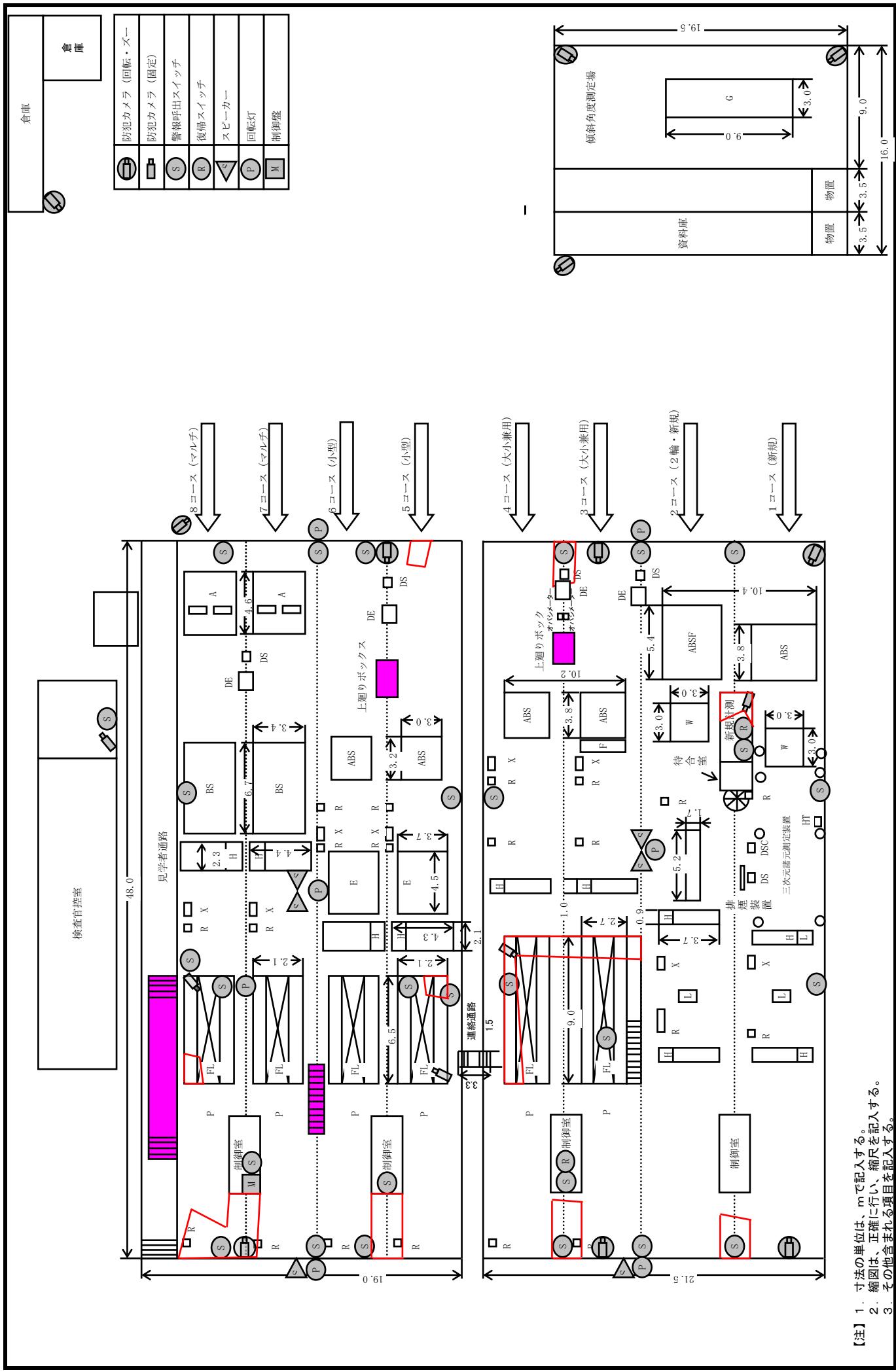
用地及び建物配置図

用地面積	17,324.00 m ²
舗装面積	11,521.30 m ²
緑地面積	309.00 m ²
その他	m ²
内訳	
・事務所	2,616.70 m ²
・審査上屋	2,417.70 m ²
・倉庫	535.00 m ²
・休憩室	172.00 m ²
・その他	m ²
変電設備	243.0 kVA
围墙	347.5 m
擁壁	0.0 m
側溝	411.5 m



【注】1. 寸法の単位は、mで記入する。
2. 線図は、正確に行い、縮尺を記入する。
3. その他に含まれる項目を記入する。

審査上屋及び審査機器配置図-1



定期点検等に係る検査機器一覧

自動車検査独立行政法人
関東検査部管内23事務所

	自動方式検査コース		自動方式 総合検査 コース③	ディーゼル排気黒煙コース	自動方式 二輪車 コース④	合計	定期 点検	機器 校正	機器 検定	20年度 購入 予定数	購入後 の 増減数	備 考
	大小①	小型②										
サイドスリップ・テスタ	35	19	47	16		117	101	117		14	0	
ブレーキ・テスタ	35	19		18		72	64	72		5	-4	②より③への振替による減
速度計試験機	35	19		18		72	54	72		5	-4	②より③への振替による減
ブレーキ・速度計複合試験機			47			47	47	47		9	4	②より③への振替による増
二輪車用 ブレーキ・速度計複合試験機					14	14	14	14		2	0	
前照灯試験機	35	19	47	16	13	130	123	130		16	0	
一酸化炭素／ 炭化水素測定器	35	19	47	16	13	130	114	130				
黒煙測定器	35	15	27	38		115	77	115				
音量計								108				
番号灯試験器												
オパシメータ	24					24	24	24		52	52	新規購入のため増
重量計									25			
傾斜角測定器				22		22	22			1	0	
テスト・リフト				17		17	17					
イコライザ		18				18	18			0	-5	②より①及び③へ振替 した事による減
フロア・リフト	35	19	47	3		104	104			3	0	
フリー・ローラ	13			17		30	30			5	4	新規購入のため増
記録器	105	57	94	11	26	293	293			37	-2	②より③への振替および、 ④の基数増により増減
車両振動装置		19	47			66	66			1	-1	②より①への振替による減

注1. 20年度購入予定機器の定期点検については、設置後1年間は納入事業者により行われる。機器校正については対象機器について実施すること。

注2. 定期点検については、ディーゼル排気黒煙コース(二輪検査コース未設置場所のブレーキ・テスタ及び前照灯試験機を除く。)以外を実施。

* 検査機器については、耐用年数の経過状況に応じ順次更新予定。

自動方式検査コース（別表第2対応）

点検対象機器	サイドスリップテスター	ブレーキテスト	速度計試験機	前照灯試験機	一酸化炭素・炭化水素測定器	オハシメータ	黒煙測定器	イコライザ	フロアリフト	フリーローラ	車両振動装置	記録器
納入事業者	アルティア	バンザイ	アルティア	バンザイ	アルティア	バンザイ	アルティア	バンザイ	アルティア	バンザイ	アルティア	バンザイ
関東	1 3	1 2	1 2	1 2	1 3	1 2	1 2	1 1	1 2	1 1	1 2	1 2
足立	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	1 1	1 1	2 1	2 1	1 1
練馬												
多摩	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2
八王子	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	2 3	2 1	2 1	2 3	2 3	2 3	2 3	1 1	1 4	2 2	2 2	2 2
川崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
相模	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
湘南	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2
埼玉	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	1 1	1 2	1 1	1 1	1 1
熊谷												
所沢	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 3	1 1	1 1	1 1
春日部	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2
群馬	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	1 2	1 2	3 2	3 2	1 1
千葉												
袖ヶ浦	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
習志野	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	1
野田												
茨城	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3	1	1
土浦	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
栃木	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
佐野												
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	15 25	10 15	25 10	4 15	25 10	4 15	25 10	4 15	25 10	3 11	2 0	16 24
										3 11	3 11	3 11
										3 7	2 1	5 11
										0 0	16 24	11 162

自動方式総合検査コース（別表第3対応）

点検対象 機器 機器 機器	サイド スリップ テスター	ブレーキ 速度計 複合 試験機	前照灯 試験機	一酸化 炭素 測定器・炭 化水素測定 器	オパシ メータ	黒煙 測定器	フロア リフト	車両振動 装置	記録 器
納入 事業者	アル ティ ア	アル ティ ア	アル ティ ア	アル ティ ア	アル ティ ア	アル ティ ア	アル ティ ア	アル ティ ア	アル ティ ア
関東	2	2	2	2	2	2	1	2	2
足立	1	1	1	1	1	1	1	1	1
練馬	2	2	2	2	2	1	2	2	4
多摩	2	2	2	2	2	1	2	2	4
八王子	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	2	1	2	1	2	1	2	6
川崎	1	1	1	1	1	1	1	1	2
相模	1	1	1	1	1	1	1	1	1
湘南	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊谷	2	1	2	1	2	1	1	2	1
所沢	1	1	1	1	1	1	1	1	1
春日部	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	2	2	2	2	2	2	1	2	4
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
袖ヶ浦	1	1	1	1	1	1	1	1	1
習志野	2	2	2	2	2	2	1	2	4
野田	2	2	2	2	2	2	1	2	4
茨城	2	2	2	2	2	2	1	2	4
土浦	1	2	1	2	1	2	1	1	2
栃木	2	2	2	2	2	2	1	2	4
佐野	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	2	2	2	2	2	2	2	2	4
	13	9	7	18	13	9	7	18	13
									9
									7
									18
									13
									9
									7
									18
									9
									4

ディーゼル排気黒煙検査コース（別表第4対応）

点検対象機器 機種	サイド スリップ テスター	ブレーキ テスター	速度計 試験機	前照灯 試験機	一酸化 炭素・炭 素測定器	オパシ メータ	黒煙 測定器	テスト リフト	フリーラ ー	記録器
納入 事業者	アルティア 安全 サイカ ンザイ									
関東	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2
足立	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
練馬	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
多摩	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2
八王子	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
川崎	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
相模	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
湘南	1	1	1	1	1	1	3	2	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2
熊谷	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
所沢	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
春日部	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
袖ヶ浦	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
習志野	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
野田	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
土浦	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
佐野	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
山梨	3	5	3	6	3	6	3	5	3	5

(注) ディーゼル排気黒煙検査コースの機器（網掛けの機器を除く。）については、定期点検を実施しない。

自動方式二輪車検査コース（別表第5－1対応）

点検対象機器	ブレーキ速度計複合試験機	前照灯試験機	一酸化炭素・測定器・測定炭化水素測定器	記録器
納入事業者	アルティア	アルティア	アルティア	バンザイ
関東	1	1	1	2
足立		1		1
練馬	1	1	1	2
多摩		1		1
八王子		1	1	2
神奈川	1	1	1	2
川崎	1	1	1	2
相模		1		1
湘南	1	1	1	2
埼玉	1	1	1	2
熊谷		1		1
所沢	1	1	1	2
春日部	1	1	1	2
群馬		1		1
千葉		1	1	2
袖ヶ浦		1	1	2
習志野		1	1	2
野田	1	1	1	2
茨城	1	1	1	2
土浦		1		1
栃木	1	1	1	2
佐野		1	1	1
山梨	2	2	2	26

手動方式二輪車検査コース（別表第5－2対応）

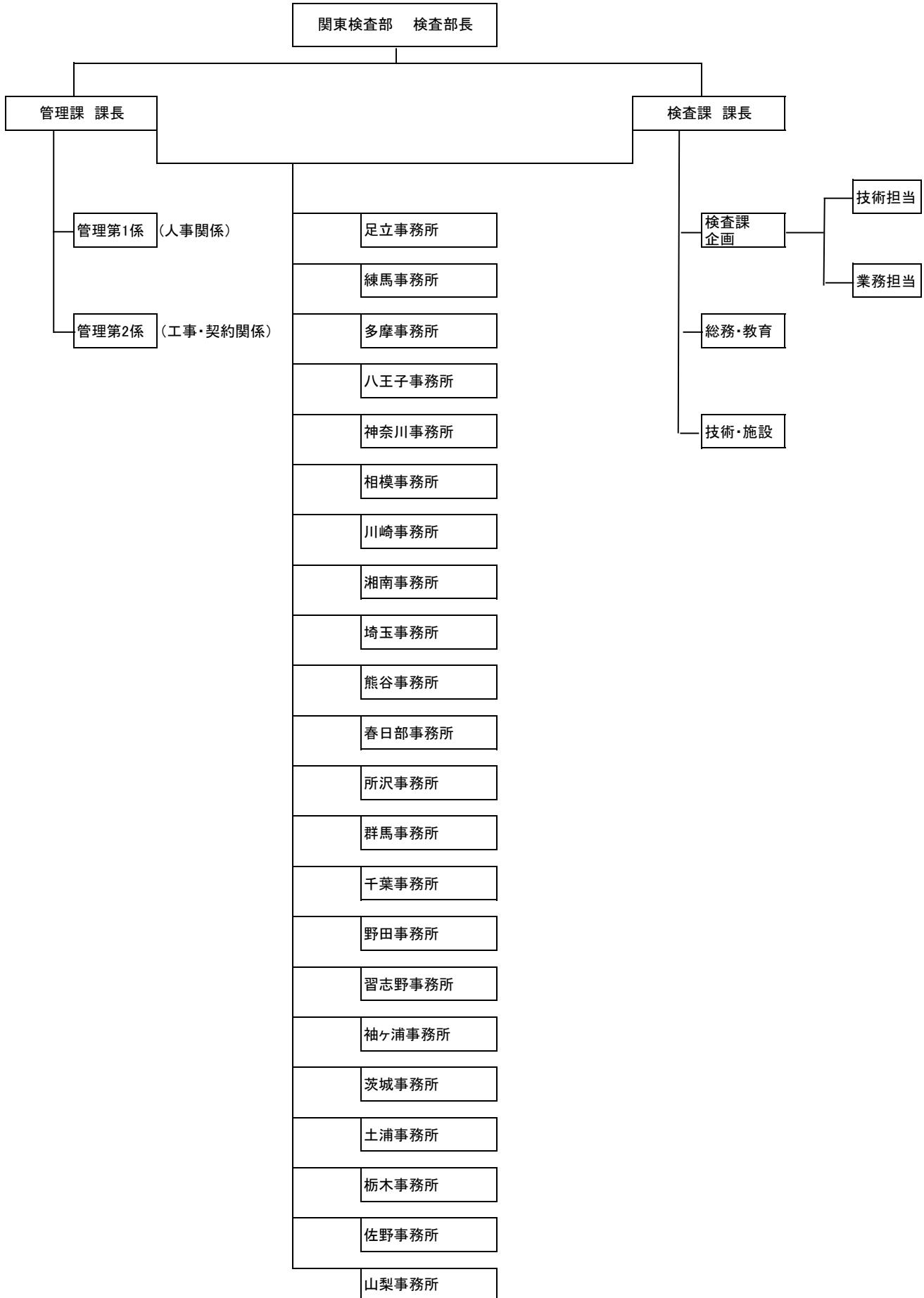
点検対象機器	ブレーキ速度計複合試験機
納入事業者	アルティア
関東	
足立	
練馬	
多摩	
八王子	
神奈川	
川崎	
相模	
湘南	
埼玉	
熊谷	
所沢	
春日部	
群馬	
千葉	
袖ヶ浦	
習志野	
野田	
茨城	
土浦	
栃木	
佐野	
山梨	1

その他機器（別表第6対応）

点検対象機器	傾斜角度測定器	前照灯試験機 (手動 すれ違い 対応)	音量計	番号灯試験器	重量計
納入事業者					
関東	アルティア	1		1	5 1 2
足立	アルティア	1		1	5 1
練馬	アルティア	1		1	5 1
多摩	アルティア	1		6	1
八王子	アルティア	1		4	1
神奈川	アルティア	1		8	2
川崎	アルティア	1		4	1
湘南	アルティア	1		4	1
相模	アルティア	1		4	1
埼玉	アルティア	1		5	1
熊谷	アルティア	1		5	1
所沢	アルティア	1		4	1
春日部	アルティア	1		4	1
群馬	アルティア	1		6	1
千葉	アルティア	1		1	4 1 1
袖ヶ浦	アルティア	1		1	4 1
習志野	アルティア	1		5	2 1
野田	アルティア	1		1	4 1
茨城	アルティア	1		1	5 1 1
土浦	アルティア	1		1	5 1 1
栃木	アルティア	1		4	1 1
佐野	アルティア	1		4	1
山梨	アルティア	1		4	1
	4 8 4 6 2 6	4 6 2 6 4 6	108 9 25		

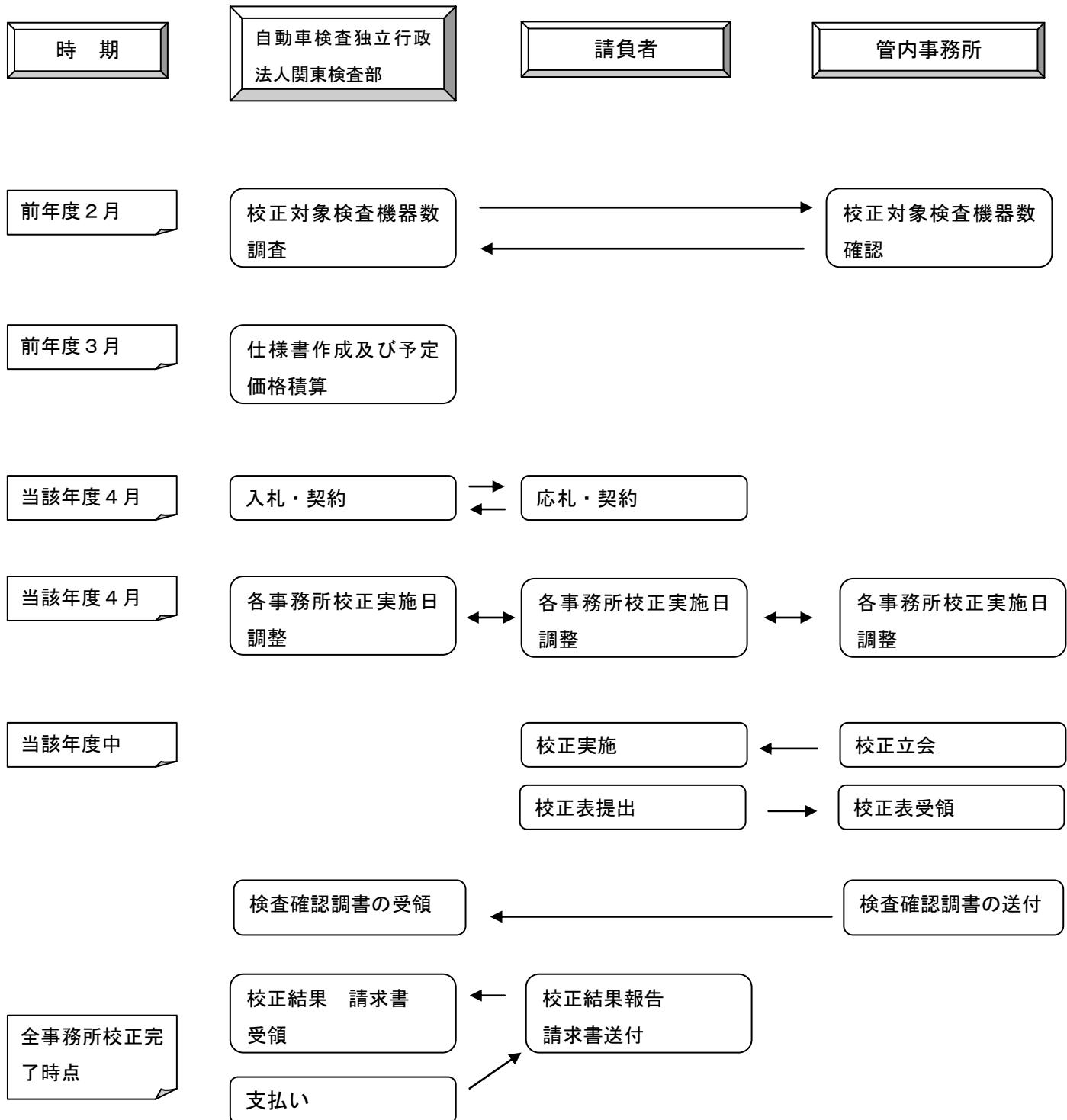
関東検査部組織図

別添5

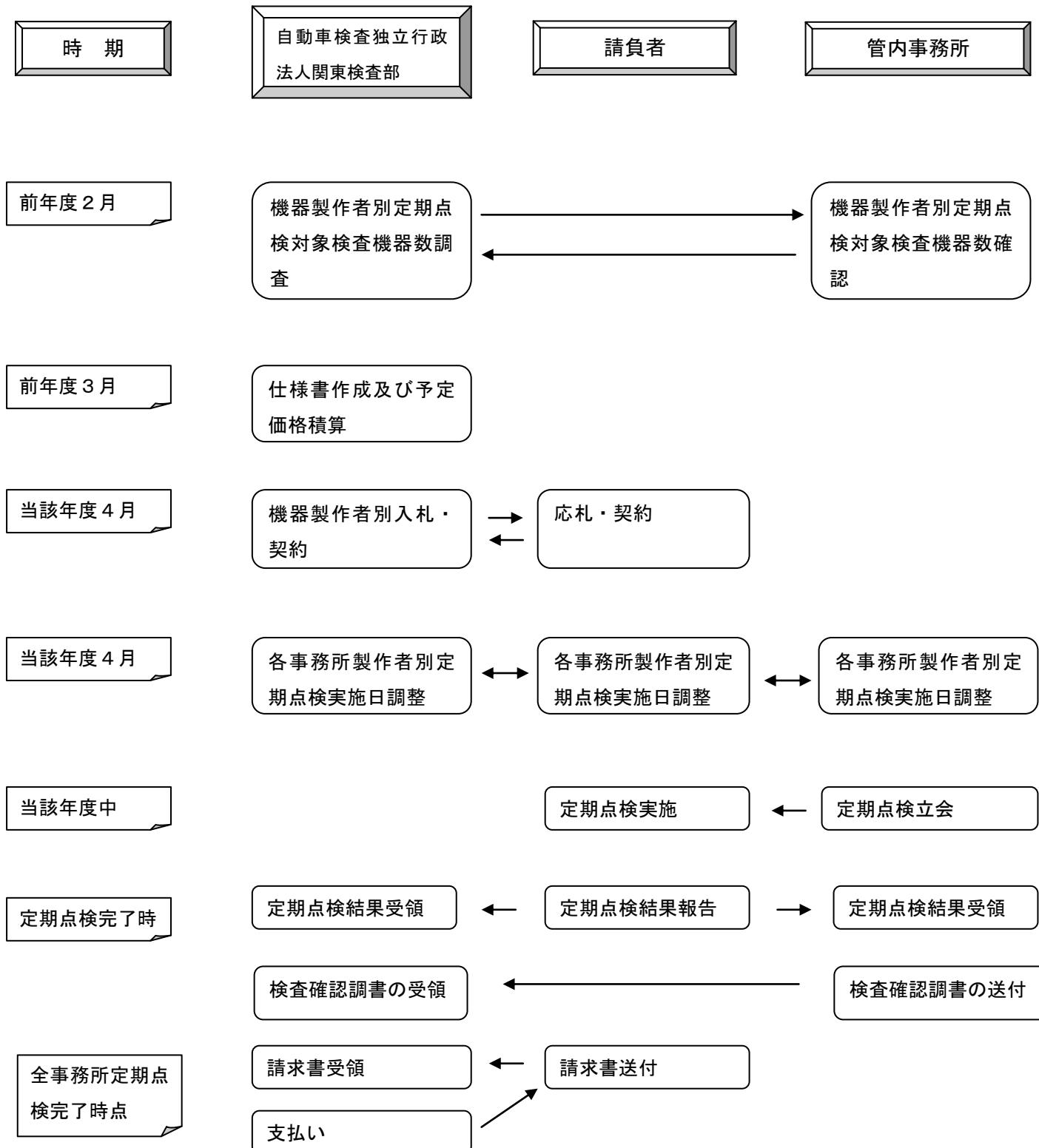


自動車検査独立行政法人検査用機械器具保守管理業務の従来の実施方法

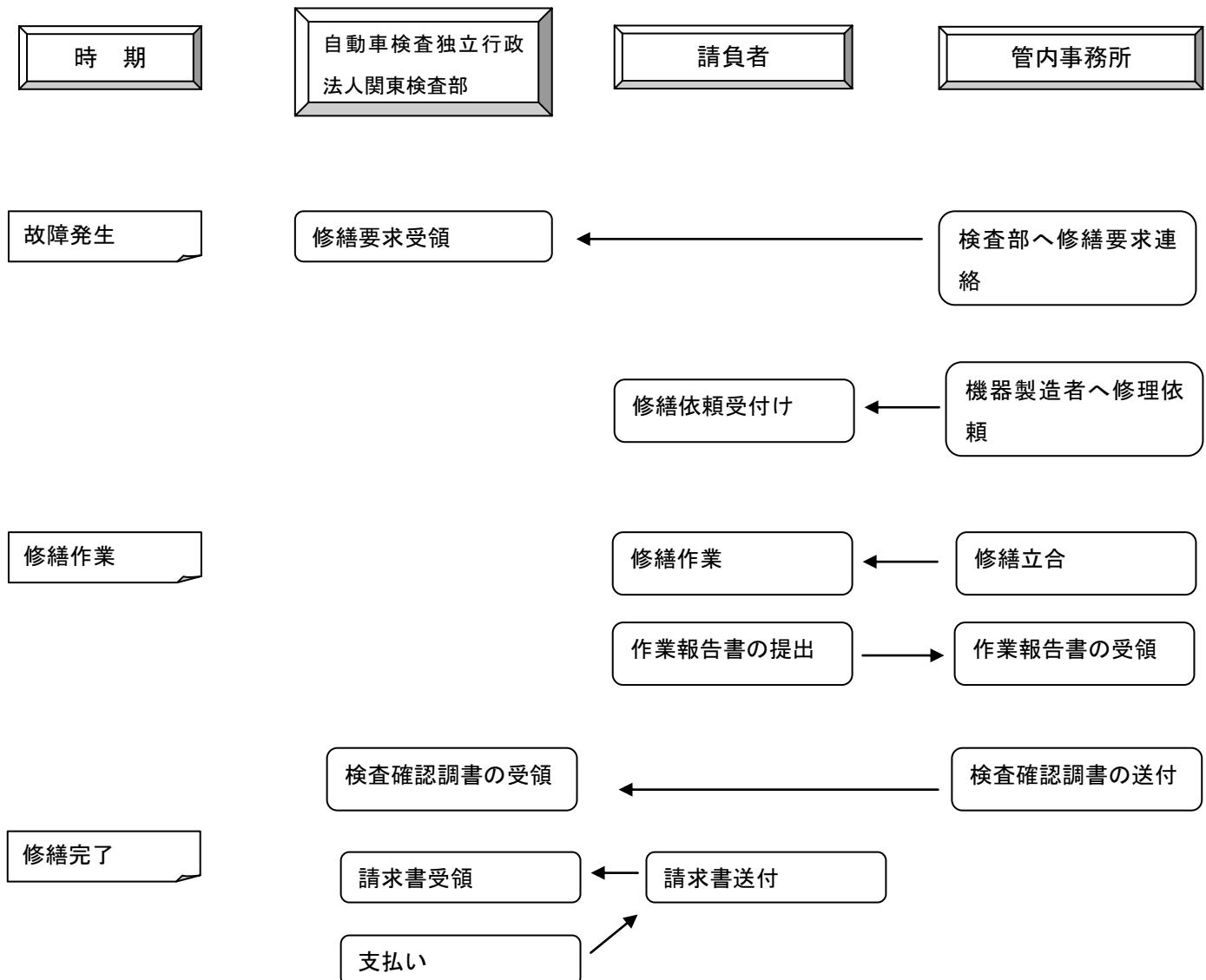
(1) 検査用機械器具の校正



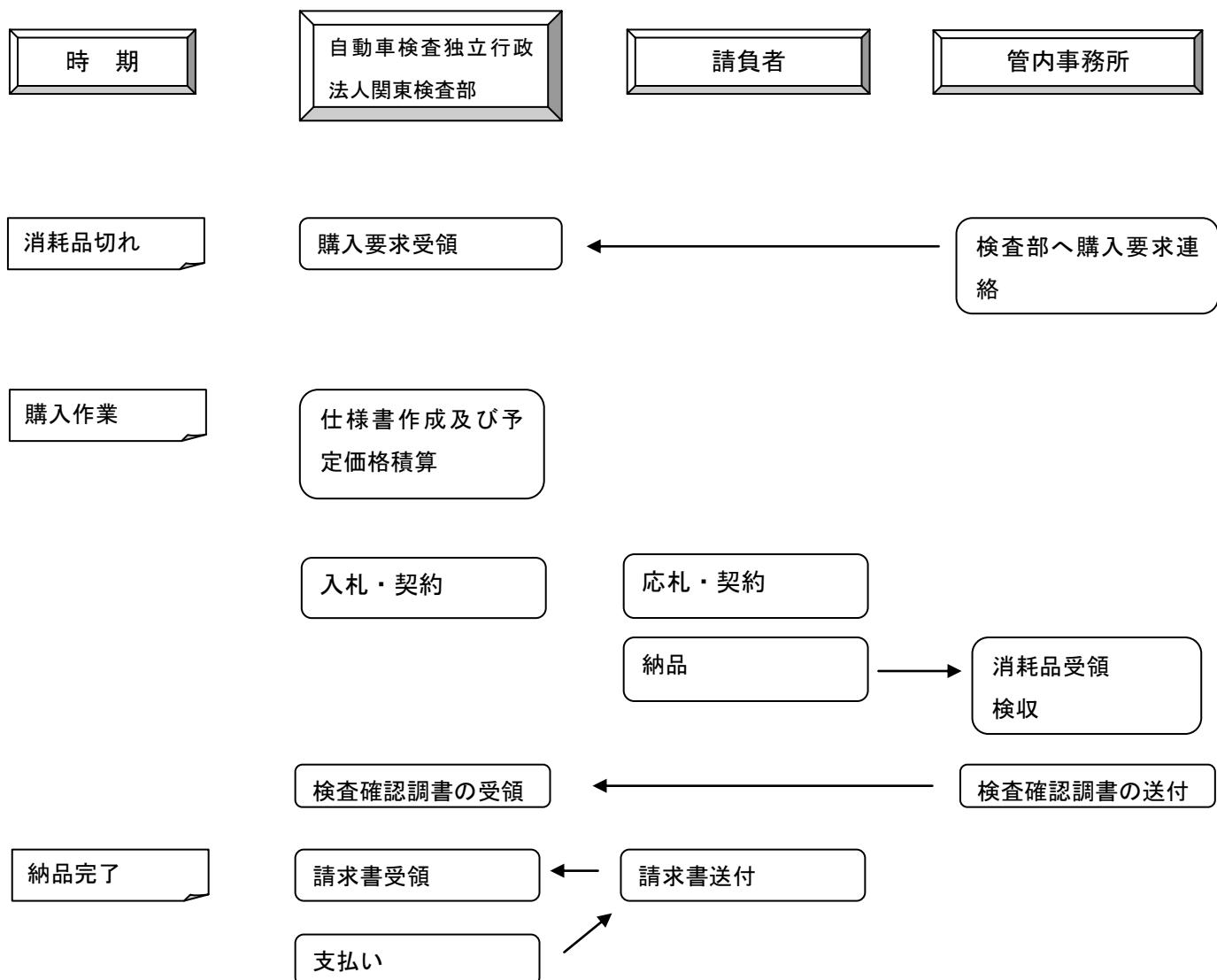
(2) 定期点検



(3) 修繕



(4) 消耗品購入



定期点検実施日程一覧表

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
関東	5月14日	11月12日	5月1日	11月6日		11月5日
	5月21日	11月13日	5月2日	11月7日		11月6日
	5月22日	11月14日	5月13日	11月13日		11月7日
			5月14日	12月2日		11月9日
				12月4日		11月15日
				12月5日		12月7日
足立	4月11日	10月3日	4月10日	10月3日	9月5日	2月4日
	4月12日	10月11日	4月11日	10月10日	9月6日	2月5日
	4月13日	10月12日	4月12日	10月11日	9月10日	2月12日
	4月19日	10月13日		10月16日	9月11日	2月13日
		11月11日		10月7日		
練馬	5月9日	11月7日	5月10日	11月6日		9月4日
	5月10日	11月8日	5月11日	2月10日		10月2日
	8月2日	2月7日	8月1日			10月3日
						3月15日
多摩	6月1日	1月12日	6月5日	12月4日		12月3日
	6月6日	1月16日	6月6日	1月16日		12月4日
	6月7日	1月17日	6月7日	1月17日		12月10日
	6月8日		6月19日			
八王子	9月1日	2月18日	4月27日	3月3日	9月8日	3月4日
	9月3日	3月25日	9月13日	3月24日	9月15日	3月8日
	9月5日		9月9日			
神奈川	5月9日	11月14日	5月8日	10月28日		11月5日
	5月10日	11月15日	5月9日	11月13日		11月6日
	5月11日	11月16日	5月10日	11月25日		11月7日
	5月14日	11月19日	5月20日			11月12日
	5月21日					11月13日
	5月23日					11月14日
川崎	5月14日	11月23日	5月13日	11月18日		11月3日
				11月23日		
相模	6月4日	11月26日	4月13日	11月18日	6月5日	12月6日
	6月5日	11月27日	5月27日	12月9日	6月6日	1月8日
			5月28日		6月7日	1月10日
						2月16日
湘南	6月4日	12月3日	5月13日	11月11日		11月5日
	6月5日	12月4日	6月3日	12月2日		12月10日
			6月4日	12月3日		12月11日
埼玉	9月5日	2月6日	9月4日	2月5日	9月3日	2月4日
	9月6日	2月7日	9月5日	2月6日	9月4日	2月5日
	9月7日	2月9日	9月6日	2月7日	9月5日	2月12日
		3月17日	9月7日	2月8日	9月6日	2月13日
熊谷	7月4日	1月16日	7月4日	2月6日		11月7日
	7月5日	1月17日	7月11日	2月13日		11月8日
	9月5日	3月6日		2月14日		11月13日
	9月6日	3月7日				
春日部	4月4日	10月3日	4月3日	10月2日	9月3日	12月3日
	4月5日	10月4日	4月4日	10月3日	9月4日	12月4日
	4月6日	10月5日	4月5日	10月16日	9月10日	2月23日
所沢	5月16日	11月7日	5月15日	11月8日		11月1日
	5月17日	11月8日	5月16日	11月17日		11月5日
	5月18日	11月9日	5月17日	12月12日		11月6日
	5月19日	11月10日	5月18日	12月18日		11月7日

群馬	7月4日	1月10日	7月3日	1月10日		1月7日
	7月5日	1月11日	7月4日	1月11日		1月8日
	7月6日	1月16日	7月5日	1月15日		1月9日
	7月7日	1月17日	7月6日	1月16日		1月10日
	7月12日	1月18日	7月10日	1月17日		1月16日
	7月13日	1月19日	7月11日	1月18日		1月17日
千葉	8月6日	2月25日	8月5日	2月17日		12月3日
	9月2日			3月29日		12月4日
						12月5日
						12月11日
野田	4月4日	10月3日	4月4日	10月2日	4月2日	2月4日
	4月11日	10月4日	4月10日	10月5日	4月3日	2月5日
習志野	7月4日	1月10日	7月4日	1月9日		1月8日
	7月5日	1月11日	7月5日	1月10日		1月15日
	7月12日	1月12日	7月10日	1月11日		1月21日
		1月16日	7月12日	1月12日		
袖ヶ浦	7月19日	1月30日	7月18日	1月22日		1月23日
	7月20日	1月31日	7月19日			2月12日
	7月22日					
茨城	8月1日	2月1日	7月29日	2月3日	8月7日	2月4日
	8月2日	2月18日	8月3日	2月4日	9月4日	2月5日
	8月3日	3月29日	8月7日	2月12日	9月5日	2月6日
	8月8日		8月19日		9月12日	
土浦	7月11日	1月10日	7月4日	1月9日	9月3日	1月15日
	7月12日	1月11日	7月10日	1月10日	9月4日	1月16日
	7月16日	1月14日	7月11日	1月27日	9月7日	1月18日
			7月15日	3月10日	9月19日	1月23日
栃木	7月4日	2月4日	7月10日	2月1日	9月4日	2月5日
	7月13日	2月5日	7月11日	2月3日	9月10日	2月7日
	7月19日	3月25日	7月12日	2月24日	9月11日	2月18日
	7月20日					2月19日
	7月21日					
佐野	5月9日	10月3日	5月15日	10月2日		10月1日
	5月10日	10月4日	5月16日	10月3日		10月2日
山梨	4月18日	10月24日	4月17日	10月17日	9月10日	3月3日
	5月23日	11月14日	5月15日	11月9日	9月18日	3月4日

校正実施日程一覧表

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
関東	6月20日	6月19日	6月18日
	6月21日	6月20日	6月19日
	6月22日	6月21日	6月20日
	6月23日	6月22日	6月21日
	6月24日		
足立	5月11日	5月8日	5月7日
	5月12日	5月9日	5月8日
	5月13日	5月10日	5月9日
練馬	6月6日	6月5日	6月4日
	6月7日	6月6日	6月5日
	6月8日	6月7日	6月6日
多摩	7月4日	7月3日	7月2日
	7月5日	7月4日	7月3日
	7月6日	7月5日	7月4日
	7月7日	7月6日	
八王子	10月3日	10月2日	10月1日
	10月4日	10月3日	10月2日
神奈川	6月1日	6月5日	6月4日
	6月2日	6月6日	6月5日
	6月3日	6月7日	6月6日
	6月13日	6月8日	6月7日
	6月14日	6月9日	6月8日
川崎	5月17日	5月15日	5月14日
	5月18日	5月16日	5月15日
相模	6月7日	6月12日	6月11日
	6月8日	6月13日	6月12日
	6月9日	6月14日	6月13日
湘南	7月4日	7月3日	7月2日
	7月5日	7月4日	7月3日
	7月6日	7月5日	7月4日
埼玉	10月3日	10月2日	10月1日
	10月4日	10月3日	10月2日
	10月5日	10月4日	10月3日
		10月5日	10月4日
熊谷	8月8日	8月7日	8月6日
	8月9日	8月8日	8月7日
	8月10日	8月9日	8月8日
春日部	11月7日	11月6日	11月5日
	11月8日	11月7日	11月6日
	1月11日	11月8日	11月7日
所沢	7月1日	7月3日	7月2日
	7月4日	7月4日	7月3日
	7月5日	7月5日	7月4日
群馬	8月1日	7月31日	7月30日
	8月2日	8月1日	7月31日
	8月3日	8月2日	8月1日
	8月4日	8月3日	8月2日
	8月5日	8月4日	8月3日
千葉	7月11日	7月10日	7月9日
	7月12日	7月11日	7月10日
	7月13日	7月12日	7月11日
	10月11日	10月10日	10月9日

野田	10月12日	10月11日	10月10日
	10月13日	10月12日	10月11日
習志野	7月19日	7月18日	7月17日
	7月20日	7月19日	7月18日
	7月21日	7月20日	7月19日
袖ヶ浦	7月25日	7月24日	7月23日
	7月26日	7月25日	7月24日
茨城	8月22日	8月21日	8月20日
	8月23日	8月22日	8月21日
	8月24日	8月23日	8月22日
	8月25日	8月24日	8月23日
土浦	8月1日	8月1日	8月1日
	8月2日	8月2日	8月2日
	8月3日	8月3日	8月3日
栃木	8月22日	8月21日	8月20日
	8月23日	8月22日	8月21日
	8月24日	8月23日	8月22日
	8月25日	8月24日	8月23日
佐野	11月1日	11月1日	11月19日
	11月2日	11月2日	11月20日
山梨	6月13日	6月19日	6月18日
	6月14日	6月20日	6月19日
	6月15日	6月21日	6月20日

各検査場における審査件数

単位:台

検査部	事務所	コース数	17年度	18年度	19年度
関東		8	157,072	149,621	147,720
関東	練馬	6	153,075	148,517	146,567
関東	足立	6	174,336	167,199	169,423
関東	八王子	5	96,915	89,870	88,355
関東	多摩	6	136,421	128,891	125,555
関東	茨城	7	150,511	147,863	144,369
関東	土浦	6	186,683	180,164	173,904
関東	栃木	6	151,245	146,105	145,994
関東	佐野	4	88,842	86,578	85,542
関東	群馬	8	195,250	187,548	186,346
関東	埼玉	7	152,344	150,163	154,097
関東	熊谷	6	138,552	132,902	133,816
関東	所沢	6	132,021	124,772	124,297
関東	春日部	5	125,122	119,985	112,085
関東	千葉	6	131,814	124,546	118,896
関東	習志野	6	109,654	104,970	107,111
関東	野田	5	105,621	107,150	109,794
関東	袖ヶ浦	4	77,131	75,996	73,169
関東	神奈川	9	281,561	278,210	282,748
関東	川崎	3	51,371	46,814	45,609
関東	湘南	5	123,194	123,376	123,138
関東	相模	5	121,906	118,257	117,142
関東	山梨	4	81,291	74,950	74,344
総 計		133	3,121,932	3,014,447	2,990,021

(注)再検査を含む。

【 参考資料 】

自動車検査独立法人

関係法令の抜粋

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成18年法律51号)

(欠格事由)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (3) 禁固以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (4) 暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (5) 第22条第1項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して5年を経過しない者
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当する者
- (7) 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- (9) その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号においても同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
- (10) その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

- (11) 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことのできない者
 - (12) 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者
- (民間競争入札実施要項)

第14条

2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札に実施について、次に掲げる事項を定める者とする。

- (3) 次条において準用する第10条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(準用)

第15条 第10条、第11条第1項、第12項並びに第13条第1項及び第3項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第12条中「第9条第2項第5号」と、「前条第1項及び第2項」とあるのは「前条第1項」と「その評価を行うものとする」。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第13条第1項中「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第11条第2項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(報告の徵収等)

第26条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(国の行政機関等の長等の指示等)

第27条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、

当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。
(罰則)

第54条 第25条第1項の規定に違反して、第24条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したものは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条第1項（第28条における準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なく、第27条第1項（第28条において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

○ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

(自動車検査独立行政法人の審査)

第74条の2 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を自動車検査独立行政法人(以下「検査法人」という。)に行わせるものとする。

○ 自動車検査独立行政法人法（平成11年法律第218号）

(設備の維持)

第14条 検査法人は、審査事務を行う事務所ごとに、国土交通省令で定める基準に適合する設備を備え、かつ、これを当該基準に適合するように維持しなければならない。

○ 自動車検査独立行政法人に関する省令（平成14年国土交通省令第57号）

(審査設備の基準)

第17条 検査法人法第13条の国土交通省令で定める審査設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 審査に必要な屋内検査場を有すること。

(2) 審査に必要な自動車検査用機械器具を備えていること。

○ **自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準
(平成7年運輸省告示第375号)**

第2章 サイドスリップ・テスタ

(精度)

第7条 サイドスリップ・テスタの指示の誤差は、十分の三ミリメートル以下でなければならない。

第3章 前照灯試験機

(精度)

第14条 前照灯試験機の各部は、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 正対機構の誤差は、 0.25° 以下であること。
- (2) 光度指示部の指示の誤差は、指示すべき値の 15% 以下であること。
- (3) 照射方向指示部の指示の誤差は、走行用前照灯試験機にあっては 5cm 以下、すれ違い用前照灯試験機にあっては上下 5cm 以下及び左右 17.5cm 以下であること。

2 前照灯試験機の照射方向の振れを角度目盛りで表示する場合は、前項第3号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

第4章 音量計

(精度)

第24条 音量計の音量指示部の指示の誤差は、1.1dB 以下でなければならない。

第5章 ブレーキ・テスタ

(精度)

第30条 ブレーキ・テスタの指示の誤差は、指示すべき値の 5% 以下でなければならない。

第6章 速度計試験機

(精度)

第36条 速度計試験機の指示の誤差は、指示すべき値の 3% 以下でなければならない。

第7章 黒煙測定器

(精度)

第44条 黒煙測定器の指示の誤差は、3% 以下でなければならない。

第7章の2 オパシメータ

(精度)

第44条の8 オパシメータの指示の誤差は、 0.25m^{-1} 以下でなければならぬ。

第8章 一酸化炭素測定器

(精度)

第52条 一酸化炭素測定器は、ゼロ校正及びスパン校正を行った後、指示範囲内の任意のガス濃度を測定したとき、指示の誤差が次のいずれかの基準に適合するものでなければならない。

- (1) 0.06ppm 以下であること。
- (2) 指示すべき値の 5% 以下であること。

第9章 炭化水素測定器

(精度)

第60条 炭化水素測定器は、ゼロ校正及びスパン校正を行った後、指示範囲内の任意のガス濃度を測定したとき、指示の誤差が次のいずれかの基準に適合するものでなければならない。

- (1) 12ppm 以下であること。
- (2) 指示すべき値の 5% 以下であること。

第10章 重量計

(精度)

第61条 重量計の指示の誤差は、当該重量計の使用公差(計量法第23条第1項第3号の経済産業省令で定める使用公差をいう。)の範囲内でなければならない。

○ 計量法(昭和26法律第207号)

(定期検査)

第19条 特定計量器(第16条第1項又は第72条第2項の政令で定めるものを除く。)のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適當であると認められるものであつて政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

- (1) 第107条の登録を受けた者が計量上の証明(以下「計量証明」という。)に使用する特定計量器

- (2) 第127条第1項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 第24条第1項の定期検査済証印、検定証印等又は第119条第1項の計量証明検査済証印であって、第21条第2項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあっては、第72条第3項又は第96条第3項の規定により表示されたものに限る。）の翌月1日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器（前2号に掲げるものを除く。）

（指定定期検査機関）

第20条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務（以下この章において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

（定期検査の実施時期等）

第21条 定期検査は、1年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に1回、区域ごとに行う。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに前条第1項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあっては、その指定定期検査機関の名称をその期日の1月前までに公示するものとする。

3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があった日から1月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。

（定期検査の合格条件）

第23条 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- (1) 検定証印等が付されていること。
- (2) その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- (3) その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。

- 2 前項第2号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。
- 3 第1項第3号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、第102条第1項の基準器検査に合格した計量器（第71条第3項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

（定期検査に代わる計量士による検査）

第25条 第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であって、その特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、第23条第2項及び第3項の経済産業省令で定める方法による検査を実施期日前第19条第1項第3号の政令で定める期間以内に行い、第3項の規定により表示を付したものについて、これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

- 2 前項の規定による届出は、次項の規定により交付された証明書を添えて、経済産業省令で定めるところによりしなければならない。
- 3 第一項の検査をした計量士は、その特定計量器が第23条第1項各号に適合するときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に経済産業省令で定める方法により表示及び検査をした年月を付することができる。

○ 計量法施行令（平成5年政令第329号）

（定期検査の実施時期）

第11条 法第21条第1項の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあっては2年とし、皮革面積計にあっては1年とする。

○ 指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）

（自動車検査用機械器具の校正）

第12条 指定自動車整備事業者は、第2条第1項第2号の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から1年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録校正実施機関」という。）が行う校正（以下「登録校正」という。）を受けるものとする。

- 2 指定自動車整備事業者は、前項の校正に関する記録を1年間保存しなければならない。

(登録)

第13条 前条第1項の登録校正を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第13条の2 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に対するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正に利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 自動車検査独立行政法人契約事務実施細則

(競争参加資格)

第30条 一般競争に参加する者（以下「入札者」という。）の資格について、物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては「競争参加者の資格に関する公示」により各省庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加に係るものについては国土交通省における「競争参加者

の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ一般競争参加者の資格を有するものとして認めるものとする。

2 その他の事項については、別途定めるものとする。

○ 自動車検査用機械器具管理規程

(平成 20 年自動車検査独立行政法人規程第 7 号)

(目的)

第 1 条 自動車検査場に設置する自動車検査用機械器具及び街頭検査等に使用する自動車検査用機械器具（以下「機器」という。）の取扱い、点検整備及び校正等について定めることにより、機器の適正な維持及び管理を行い、もって自動車の検査の適正、かつ、安全な実施及び機器の故障による検査コースの停止時間の低減を図ることを目的とする。

(機器の範囲)

第 2 条 この規程において、機器とは、次に掲げるものをいう。

- (1) サイドスリップ・テスタ
- (2) ブレーキ・テスタ
- (3) 速度計試験機
- (4) ブレーキ・速度計複合試験機
- (5) 前照灯試験機
- (6) 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器
- (7) オパシメータ
- (8) 黒煙測定器
- (9) 音量計（近接排気騒音計）
- (10) 番号灯試験器
- (11) 重量計
- (12) 傾斜角度測定器
- (13) テスト・リフト
- (14) イコライザ、フロア・リフト、フリー・ローラ、記録器、車両振動装置、コリレータ、車高測定機、3 次元測定・画像取得装置、可視光線透過率測定器、可燃性ガス検知器及びディーゼル黒煙処理装置
- (15) 前各号に掲げるもののうち、可搬式であって、専ら街頭検査の用に供するもの
- (16) 前各号に掲げるものの他、自動車検査独立行政法人理事長が自動車の検査のために必要と認めた機器

(機器の取扱い)

第 3 条 前条各号に掲げる機器は、別表第 1 に掲げる要領により取り扱うもの

とする。

(機器の定期点検整備等)

第4条 第2条各号に掲げる機器は、次の各号に掲げる検査コース又は機器の区分に応じ、当該各号に定めるとおり定期的に点検を行うものとして、点検の結果、整備を必要とする場合には、機器製作者等が指定する方法に準じて整備を行うものとする。

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 自動方式検査コース | 別表第 2 |
| (2) 自動方式総合検査コース | 別表第 3 |
| (3) ディーゼル排気黒煙検査コース | 別表第 4 |
| (4) 自動方式二輪検査コース | 別表第 5－1 |
| 手動方式二輪検査コース | 別表第 5－2 |
| (5) その他機器 | 別表第 6 |

2 第2条第15号に規定する街頭検査用機器については、前項の規定にかかわらず、始業時又は終業時以外の定期的に行う点検（以下「定期点検」という。）は行わないものとする。ただし、検査課長又は事務所長（以下「事務所長等」という。）が当該機器の使用頻度等を勘案して、定期点検を行う必要があると判断した場合は、当該定期点検を行うことができるものとする。
(機器の校正等)

第5条 第2条第1号から第9号までに掲げる機器（第2条6号から9号までの機器であって、同条15号に規定する街頭検査用であるものを含む。）は、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省令告示第375号）別表に規定された精度を維持するため、備付けの日又は前回の校正の日から概ね1年以内に校正するものとする。この場合において、機器の校正は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 機器の校正は、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）第12条第1項に規定する国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録校正実施機関」という。）が行う校正を受けるものとする。
- (2) (1)の校正は、登録校正実施機関が当検査法人に届け出た方法により行うものとする。

2 第2条第11号に掲げる重量計については、計量法（平成4年法律第51号）に基づく性能に関する技術上の基準に適合させるため、同法による定期検査を受けるものとする。

(機器の定期点検又は校正等の記録及び報告)

第6条 事務所長等は、第2条各号に掲げる機器について、定期点検又は校正等を実施した場合は、「自動車検査独立行政法人審査事務規程」（平成14年検査法人規程第11号）別添11の業務量統計システム報告要領（以下「シ

システム報告要領」という。)に基づき、同要領2(9)各号の事項を記録し、本部に報告するものとする。

(機器の整備記録及び報告)

第7条 事務所長等は、第2条各号に掲げる機器について、故障、点検及び校正等の結果必要となった整備を実施した場合は、システム報告要領に基づき、同要領2(10)各号の事項を記録し、本部に報告するものとする。

(機器の管理台帳)

第8条 事務所長等は、第2条各号(第16号を除く。)に掲げる機器について、設置若しくは撤去又は改造を実施した場合は、システム報告要領に基づき、同要領2(14)各号の事項を記載し、本部に報告するものとする。

(記録簿の保存)

第9条 事務所長等は、機器の定期点検、整備及び校正等に関する記録は、当該機器が更新されるまでの間保存するものとする。

(機器取扱責任者)

第10条 事務所長等は、職員のうちから機器取扱責任者(検査官に限る。)を指名し、機器の管理に当たらせるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後別途指示するまでの間は、第4条及び別表第2から別表第6までの規定にかかわらず、3月ごとの定期点検は行わないものとする。

○ 民法(明治29条法律第89号)

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○ 会計検査院法(昭和22年法律第713号)

第23条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

- (7) 国若しくは前条第5号に規定する法人の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

第25条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第26条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。